

令和5年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

I 誰もが生き方を尊重するまちづくり
1 ”男女がともに歩むまちづくり”に向けた啓発の推進
(1) 一人ひとりの個性を理解し尊重する意識の確立

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
1	男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用	「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の啓発冊子を、出前講座などあらゆる機会で啓発資料として有効に活用します。また、チラシ等の簡単な啓発資料を適宜作成し、各種団体に配布することで条例の周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	引き続き、ホームページへの掲載や、講座等の機会をいかして冊子の紹介および配布等を継続して行い、条例の周知を行います。	講座の実施時に啓発冊子（概要版）を配布しました。	啓発冊子(概要版)以外の資料を作成することが課題です。		引き続き、ホームページへの掲載や、講座等の機会をいかして冊子の紹介および配布等を継続して行い、条例の周知を行います。
2	男女共同参画宣言都市関連事業の充実	市が5年に1度主催する男女共同参画宣言都市記念事業をはじめ、毎年9月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催します。また、他部署と連携のもと「男女がともに歩む一行詩」の表彰や「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を促進します。	男女共同参画推進室	「男女がともに歩むまちづくり」の周知・啓発のため、9月に都市宣言記念講演会を開催します。講師に、コラムニストの須藤美香さんをお招きして、「自分らしく生きる」をテーマに講演会を行います。多くのかたに参加いただけるように、広報活動を行います。	9月30日（土）に都市宣言記念講演会を開催しました。定員40名のところ40名の参加がありました。広報紙、ホームページの他にLINEを使っの周知を行いました。参加者からは「自分らしくの意味が分かりました」「前向きポジティブに考えるきっかけになりました」といった感想があり、好評でした。	今年度は定員いっぱいとなりましたが、毎年度継続して多くの市民に参加していただけているように、また、「男女がともに歩むまちづくり」の周知・啓発がさらに進むように、男女共同参画のテーマや講師の選定に力を入れ、魅力的で、効果的なお話をしていただける講師に依頼をします。引き続き、広報活動も工夫します。		「男女がともに歩むまちづくり」の周知・啓発のため、9月に都市宣言記念講演会を開催します。
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間（9月）に特設コーナーを設けます。	男女共同参画推進室	男女共同参画指導員会議に参加する園を対象に、子ども達に「男女共同参画」のメッセージを伝えられる絵本を市図書館と連携して、配布する取り組みを継続して行います。	福津市内の幼稚園・保育園16園に男女共同参画を伝える絵本を2冊配布しました。絵本の選定にあたっては、今年度から各園から一冊ずつ提案してもらいその中から選定しました。また、この取り組みを保護者配布用のチラシ「にじいろ」に紹介しました。市図書館とは、都市宣言を行った9月に合わせて、図書館内に「男女共同参画コーナー」を設け講演会のテーマに沿った本を紹介したり、広報紙に図書館のおすすめとして男女共同参画に関する書籍の紹介を掲載して、連携しました。	今年度から各園から一冊ずつ選んでもらった絵本の中から2冊を選定しました。各園から提案して頂いた絵本の中には男女共同参画の内容から少しかけ離れているものもありました。今後、選定前に趣旨をしっかりと伝えていく必要性を感じました。		男女共同参画指導員会議に参加する園を対象に、子ども達に「男女共同参画」のメッセージを伝えられる絵本を市図書館と連携して、配布する取り組みを継続して行います。
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間（9月）に特設コーナーを設けます。	郷育推進課	引き続き資料の充実を図ります。	一般書・児童書・絵本を含め、男女共同参画に関する資料を、新刊書を中心に収集した。市立図書館では男女共同参画推進月間に特集コーナーを設けるほか、広報ふくつの図書紹介コーナーにて関連本の紹介を行った。	新着図書は貸出中のことが多いので、継続的に新刊書を購入することにより、来館者になるべく新しい情報を提供できるようにする必要がある。		引き続き、継続的な資料の収集に努めます。
4	広報やホームページによる啓発の充実	男女共同参画に関する事業や情報を広報やホームページに掲載し、誰もが理解しやすく、関心をもってもらえるよう工夫します。	男女共同参画推進室	ホームページとライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていたけような情報発信を行います。	広報紙・ホームページ、フェイスブックを活用して、事業の周知や啓発を行いました。また、事業の周知にあたっては、近隣自治体のLINE掲載を参考に、より市民の目に留まるように工夫しました。	引き続き、他自治体の広報やホームページ等を参考しながら、誰もが理解しやすく、関心を持っていたけような情報発信を行います。		ホームページとライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすく、関心を持っていたけような情報発信を行います。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
5	家庭への意識啓発の充実	家庭での教育や育児をテーマに、児童とその家族を対象に実施する講座を充実させ、男女共同参画の意識啓発促進を図ります。	郷育推進課	郷育カレッジでは引き続き、子育て分野の講座や男女共同参画に関する講座を取り入れ、市民への意欲啓発を図ります。	郷育カレッジにおいて子育て分野及び男女共同参画推進講座を6講座実施しました。総参加人数55名となりました。参加者からは楽しい体験ができて良かった、子ども達との交流が楽しかったなどの意見がありました。	引き続き、興味を引く講座設定に取り組み、PR方法やメニューの表記内容を工夫して開催したいと思います。カレッジのオンライン化（リモートなど）も検討課題として協議しています。		郷育カレッジでは引き続き、子育て分野の講座や男女共同参画に関する講座を取り入れ、市民への意識啓発を図ります。
6	妊婦やその家族を対象とした講座の実施	妊婦やその家族を対象に妊娠中の健康、新生児の育児についての講座を開催し、交流や仲間づくりを支援します。また働く妊婦や父親の参加を促進するための講座を行います。	子育て世代包括支援課	プレママパパ講座は、各種感染症防止対策を講じながら開催する。講座の中で参加者同士の交流のきっかけを持つことができるように、自己紹介や実技を盛り込んだ内容とする。交流会の内容は、対象者によって適宜調整し、シングルマザーがいる場合は、出産や子育てに向けての内容にするなど配慮する。またシングルマザーの希望に沿って、パートナーがいる家庭とは別に個別指導の時間・場所を確保する等の配慮をする。母子手帳発行時に講座の案内を行い、父親にも参加してもらうよう伝える。R4年度：全初産婦231人のうち17%（40人）の参加であったため、R5年度は20%の参加率を目指す。	プレママパパ講座のR5年度全初産婦273人のうち28.2%（77人）の参加であり、目標を大きく上回る結果となった。新型コロナが5類に移行したことや母子健康手帳交付時に確実に妊産婦教室を案内できていること等から参加希望者が増加したと思われる。講座参加者も夫婦だけにとどまらず、祖母や子ども等家族参加型の光景もみられるようになった。シングルマザーの場合は集団ではなく、個別訪問を行うことで相談しやすい環境を作り、実際の生活に即した指導を行うことができた。	参加人数に制限があるため、参加希望者全員を講座に参加させることはできない場面があった。より多くの人が受講できるように、講座内容の見直し・講座回数の増加を検討するとともに、講座に参加できなくてもホームページに沐浴や赤ちゃんの抱っこ・着替え・おむつ替えの動画を掲載し、学べる機会を設ける必要がある。		プレママパパ講座の参加率は20%を維持する。プレママパパ講座は、より多くの人が受講できるように、講座内容の見直し・講座回数の増加を検討するとともに、講座に参加できなくてもホームページに沐浴や赤ちゃんの抱っこ・着替え・おむつ替えの動画を掲載し、学べる機会を増やすことを検討していく。シングルマザーについても妊娠中期の電話フォローの際のお誘いを検討する。
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	男女共同参画推進室	郷づくり推進協議会に協力を仰ぎ、男女共同参画地域推進委員への参加を依頼します。また、委員には、地域において「男女がともに歩むまちづくり」が浸透するように働きかけていただくため、継続して研修の機会等を設けます。研修時等に、推進委員と情報交換を行い、それぞれの地域の実情を把握します。	男女共同参画地域推進員会議を開催しました。男女共同参画社会について、固定的役割分担意識の問題、夫婦における家事・育児関連時間の問題、ジェンダーギャップ指数における国際比較について説明を行い、福津市における男女共同参画推進の取り組みを紹介しました。併せて、カードゲームの「クロスロードゲーム」を行い、多様な考え方があることを体験していただきました。このほかに、男女共同参画推進室が実施する事業を案内し、参加を呼びかけ、出前講座の実施についてご紹介しました。	郷づくり推進協議会の協力の下、継続して実施ができています。しかし郷づくりから、講座の申込み等はないので、今後は綿りんの協力の元、各郷づくりでクロスロードを行う事も考えています。		郷づくり推進協議会に協力を仰ぎ、男女共同参画地域推進委員への参加を依頼します。また、委員には、地域において「男女がともに歩むまちづくり」が浸透するように働きかけていただくため、継続して研修の機会等を設けます。研修時等に、推進委員と情報交換を行い、それぞれの地域の実情を把握します。
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	郷育推進課	今年度も引き続き、出前講座や郷育カレッジのメニューに男女共同参画をテーマとする講座を取り入れます。また、市民が親しみやすく、興味を引くようなメニュー表の作成と広報を行い、講座実施を促します。	今年度の出前講座で男女共同参画に関する講座を1講座設けました。また郷育カレッジにおいても該当分野の講座を2講座実施し、延べ20名の参加がありました。参加者からは、男女共同について改めて考えるいいきっかけになったとの意見がありました。	当日キャンセル等があり、少ない人数での開催となりましたが、アンケートでは参加者からの反応は良好だったので、引き続き興味を引く講座設定に取り組み、PR方法やメニューの表記内容について工夫し、参加者を増やして行きます。		今年度も引き続き、出前講座や郷育カレッジのメニューに男女共同参画をテーマとする講座を取り入れます。また、市民が親しみやすく、興味を引くようなメニュー表の作成と広報を行い、講座実施を促します。

2 就学前・学校教育における男女共同参画の意識づくり (1) 児童・生徒への男女共同参画教育の推進								
事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員を通じて、市内小学校における「男女共同参画学習資料」の積極的な活用を依頼します。特に、一行詩の作成における事前学習には、この資料の活用は有効であると考えますので、継続して働きかけます。有効な活用実績があれば、随時紹介していきます。また、副教材として、内閣府男女共同参画局の小学生用教材（1年～6年生）の「しょうたくとあやちゃんはどうしたらいいのかな」を、中学生用教材の「meandthem」を提供します。	男女平等教育推進委員会を年間3回開催し、男女共同参画推進室が取り組んでいる事業について説明しました。各学校に一行詩の取り組みや男女共同参画学習資料や内閣府作成の男女共同参画をテーマとした小学生、中学生向けの副教材資料をデータで共有し、積極的な活用を依頼しました。年度末には男女共同参画推進状況報告書を提出していただき、各学校での取り組みについてご報告いただきました。各学校、学年に応じて、様々な学習資料や学習の機会を活用して、男女共同参画への取り組みが実施されていました。	次年度の取り組みに活用していただけるように、各小・中学校からの報告書を一覧にまとめ、会議の中でご紹介しました。次年度以降も引き続き取り組みます。		男女平等教育推進委員を通じて、市内小学校における「男女共同参画学習資料」の積極的な活用を依頼します。特に、一行詩の作成における事前学習には、この資料の活用は有効であると考えますので、継続して働きかけます。有効な活用実績があれば、随時紹介していきます。
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	学校教育課	市内小中学校の職員で構成する「男女平等教育推進委員」を中心に、特別の教科「道徳」において異性について理解を深めたり、人権学習において男女平等について学ぶ機会を設けたりしていきます。また、全教職員が授業等で意識的に個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育に取り組めるよう研修機会を積極的につくり、総合的に推進します。さらに、どのくらいの学校で男女共同参画学習の資料が使われたのか、またその他の使用資料について把握し、情報共有します。	全学校において、道徳の時間等を活用して、性に関する人権教育や異性についての理解・性の多様性への理解などに取り組んだ。	特になし。		市内小中学校の職員で構成する「男女平等教育推進委員」を中心に、特別の教科「道徳」において異性について理解を深めたり、人権学習において男女平等について学ぶ機会を設けたりしていきます。また、全教職員が授業等で意識的に個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育に取り組めるよう研修機会を積極的につくり、授業だけでなく、キャリア教育、学校行事や委員会活動、部活動等全ての教育課程の中で取り組んでいけるよう、総合的に推進します。
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	男女共同参画推進室	男女共同参画指導員を通じて、幼稚園・保育所における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透が進むように、絵本を活用した取り組みを依頼していきます。保護者に向けた働きかけとしては、指導員紹介チラシを継続して作成します。	男女共同参画指導員会議を年間2回開催しました。指導委員会の中で、男女共同参画に関する絵本の選定を行いました。選定した絵本2冊は、福津市内の幼稚園・保育園16園に配布して、園での読み聞かせに活用してもらい、その後は園で自由に読んだり、家庭へ貸し出されたりしています。年度末には男女共同参画の取り組みや絵本の活用状況についてご記入いただいた報告書を提出していただきました。性別に関わりなく、ひとりひとりの個性が大切にされていることが分かりました。また、会議の中で、保護者配布用のチラシ「にじいろ」の作成に取り組み、保育園・幼稚園で行う男女共同参画の取り組みについて、周知・啓発を行いました。	今年度は保育園・幼稚園へ男女共同参画に関する絵本を提案してもらい、その中から2冊を決定しました。男女共同参画の内容と少しかけ離れている絵本もあり、今後は選定の前に説明をしっかりとする必要がありますと感じています。		男女共同参画指導員を通じて、幼稚園・保育所における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透が進むように、絵本を活用した取り組みを依頼していきます。保護者に向けた働きかけとしては、指導員紹介チラシを継続して作成します。

9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	こども課	(大和) 男女共同参画の視点に基づいた保育・教育を日常的に行い、子どもや保護者に対し、男女共同参画や人権尊重の意識を啓発していきます。	(大和) クラス名簿は男女関係なく月齢順にしています。 朝の会では全員「〇〇さん」と呼び、出席を取っています。子どもたちもそれが当たり前になっています。 発表会の劇では、自分がやりたい役に立候補するので、男の子が女性の役をしたり、女の子が男性の役をしたりしています。 男女共同参画推進室より毎年2冊、男女共同参画に関係するテーマの絵本の提供を受けており、それをクラスで読み聞かせをしています。 また、それらの絵本が18冊あるので、11月～3月の間子どもと保護者に向けて貸し出しを行いました。のべ人数124名の貸し出しがありました。 1月には男女共同参画指導員会議の会報である「にじいろ」を全世帯に配布します。	(大和) 絵本の貸し出しの後に、男女共同参画についてのアンケートを取ればよかったと思います。 来年度は実行したいと思います。		(大和) 男女共同参画の視点に基づいた保育・教育を日常的に行い、子どもや保護者に対し、男女共同参画や人権尊重の意識を啓発していきます。
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	学校教育課	男女共同参画指導員を中心とし、幼稚園と連携を取りながら、男女平等並びに人権尊重の意識の芽生えを培う幼児教育の実践を行い、そのことを保護者や地域へ発信し、理解を得られるように進めていきます。	日常の遊びや生活、圓行事を通して教師が男女共同参画の視点に基づいた環境構成や援助を行っていくことで、幼児に性差の認識やそれを踏まえた上での男女平等への意識の芽生えが見られた。保護者に対しては、男女共同参画指導員が作成した新聞を配布し、発信することができた。	特になし。		男女共同参画指導員を中心とし、幼稚園と連携を取りながら、男女平等並びに人権尊重の意識の芽生えを培う幼児教育の実践を行い、そのことを保護者や地域へ発信し、理解を得られるように進めていきます。
10	学校教育における男女共同参画関連事業の実施	「男女がともに歩む一行詩」の取り組みや、デートDVなどについて生徒を対象に講座等を実施するなど、男女平等教育を推進します。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員および市内の高校に協力をいただき、「男女がともに歩む一行詩」の取り組みを行います。 また、デートDV防止のための講座を、市内の高校に協力していただくよう依頼します。 内容やオンラインを含めた実施方法については、学校や講師と調整しながら、効果的な講座となるようにします。	「男女がともに歩む一行詩」を市内の小・中・高校で取り組んでいただき、優秀作品を広報紙に掲載し、人権講演会で表彰を行いました。デートDV防止講座は市内高校の1校から実施希望があり、9月に講座を実施しました。受講後のアンケートでは、「デートDVは意外と身近にあるんだなと思いました。そして講習で習ったことを生かしていきたいと思います。」や、「付き合っている人の束縛などもデートDVに入ることが驚きでした。」といった感想がありました。	「男女がともに歩む一行詩」の取り組みは、各学校においても、この取り組みが浸透しているようで、スムーズに実施できています。 デートDV防止講座については、DV防止に繋がるため、講座の趣旨を理解いただき、引き続き学校に講座実施を働きかけていきます。		男女平等教育推進委員および市内の高校に協力をいただき、「男女がともに歩む一行詩」の取り組みを行います。 また、デートDV防止のための講座を、市内の高校に協力していただくよう依頼します。内容については学校、講師側と打ち合わせをしながら行っていきます。 内容やオンラインを含めた実施方法については、学校や講師と調整しながら、効果的な講座となるようにします。

(2) 教育・保育関係者への意識啓発の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員会および男女共同参画指導員会の会議を通じて、先生方に向けて男女共同参画関連の情報提供などを行いながら、「男女がともに歩むまちづくり」の理念への理解に向けての協力を継続してお願いしていきます。	会議を通じて、市の取り組みを説明したり、市が実施する講演会や講座などを紹介し、参加を促しました。平等教育委員会では、各小・中学校での取り組みを一覧にし、会議の中で紹介しました。	引き続き、市の取り組みの説明や男女共同参画に関する情報提供を行い、男女がともに歩むまちづくりを推進します。		男女平等教育推進委員会および男女共同参画指導員会の会議を通じて、先生方に向けて男女共同参画関連の情報提供などを行いながら、「男女がともに歩むまちづくり」の理念への理解に向けての協力を継続してお願いしていきます。 PRとして都市宣言のパネルやのぼり旗を活用していきます。
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	こども課	(大和) 男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、保育所における取り組みを年度末に報告します。	(大和) 年に2回行われる男女共同参画指導員会議の後に、会議で報告し、男女共同参画の取り組みについて職員(保育士・看護師・栄養士・給食調理員)に伝えていきました。	(大和) 職員全員が会議に出席しないので、報告書を回覧しました。全員に男女共同参画についての意図がしっかりと伝わったかは、わかりません。 報告書についての意見、感想を取るようにしたいと思います。		(大和) 男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、保育所における取り組みを年度末に報告します。
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	学校教育課	市内小中学校の校長、教頭等の研修会において男女共同参画における情報提供、案内等を行うとともに、市や県の人権教育研修会において、教育関係者への意識啓発を行っていきます。	市内校長研修会や市内教頭研修会において、男女共同参画に関する研修会やイベントなどの情報共有を行った。市や県の人権教育研修会等を通じて、教育関係者への意識啓発も行った。	特になし。		市内小中学校の校長、教頭等の研修会において男女共同参画における情報提供、案内等を行うとともに、市や県の人権教育研修会において、教育関係者への意識啓発を行っていきます。
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	男女共同参画推進室	男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、幼稚園・保育所・小学校・中学校における取り組みを年度末に報告していただくように依頼します。また、幼稚園、保育園の報告を一覧表にします。	各幼稚園・保育園および学校での取り組み状況について、年度末に報告書が提出されました。報告書により、各園、各学校で工夫をしながら男女共同参画に取り組まれていることが分かりました。	一覧表作成は来年度の委員会です承を得て作成し、配布等を行っていきます。		男女共同参画指導員、男女平等教育推進委員を通じて、幼稚園・保育所・小学校・中学校における取り組みを年度末に報告していただくように依頼します。今年度からは幼稚園、保育園の報告を一覧表を配布し活用していきます。
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	学校教育課	道徳や特別活動などの学習時間に望ましい人間関係に関する内容が計画・実践・評価されているかどうかを、学校訪問や教育課程実施状況調査を通じて確認し、指導や意識の共有化を行います。	道徳や特別活動などの学習時間に望ましい人間関係に関する内容が計画・実践・評価されているかどうかを、学校訪問等において確認した。どの学校も適切に位置づけられていた。	特になし。		道徳や特別活動などの学習時間に望ましい人間関係に関する内容が計画・実践・評価されているかどうかを、学校訪問や教育課程実施状況調査を通じて確認し、指導や意識の共有化を行います。

13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状況に応じて、定期的に改訂していきます。	男女共同参画推進室	男女平等教育推進委員を通じて小・中学校における学習資料の活用を依頼していきます。また、内閣府作成の小学生用、中学生用の男女共同参画をテーマにした副教材を紹介します。有効な活用事例等があれば、紹介していきます。	男女平等教育推進委員会で「男女共同参画学習資料」のほかに、内閣府作成の男女共同参画をテーマとした小学生、中学生向けの副教材資料を配布し、学習資料として授業などで活用していただくよう依頼しました。	引き続き、市が作成している学習資料は小学校高学年用であるため、内閣府等が作成している学習資料を副教材として紹介します。また、各学校で活用している教材が他にあれば、その紹介を行います。		男女平等教育推進委員を通じて小・中学校における学習資料の活用を依頼していきます。また、内閣府作成の小学生用、中学生用の男女共同参画をテーマにした副教材を紹介します。有効な活用事例等があれば、紹介していきます。
13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状況に応じて、定期的に改訂していきます。	学校教育課	市校長研修会において、総合的な学習の時間などにて学習資料を活用していくよう働きかけていきます。また、実践ができているかを学校訪問を通じて確認し、指導を行います。	市校長研修会において、人権啓発事業や男女共同参画推進の取組についての情報共有の機会を設けた。学校訪問を行い、全ての小・中学校において、人権教育全体計画が作成され、教科・領域における具体的方策が示されていることを確認した。	特になし。		市校長研修会において、総合的な学習の時間などにて学習資料を活用していくよう働きかけていきます。また、実践ができているかを学校訪問を通じて確認し、指導を行います。

Ⅱ みんなが支えあう地域づくり

1 市民共働による地域づくりの促進

(1) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
14	地域活動を担う団体への啓発推進	自治会や子ども会育成会、PTA等の地域を担う団体に対して、男女共同参画に関する情報や学習機会を提供するなどし、地域活動での男女共同参画を推進します。今後は、各団体に直接働きかけ、出前講座の開催などを促進します。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進委員などを通じて、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力したりして、啓発の機会を確保していきます。	1月に郷育カレッジ講座を実施したほか、ふくつ男女共同参画協議会「繪りん」が行う活動を支援しました。 今年度は、各講座に地域推進員に呼びかけ講座に参加していただきました。	ふくつ男女共同参画協議会「繪りん」の活動に協力したり、地域推進員会議で出前講座の呼びかけを行ったりなど、地域に「男女がともに歩むまちづくり」の取り組みが推進されるように啓発の機会を確保していきます。		男女共同参画地域推進委員などを通じて、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力を依頼し、啓発の機会を確保していきます。
15	「男女共同参画地域推進員」との共働	地域における男女共同参画を積極的に推進するため、「男女共同参画地域推進員」の設置を継続し、委員を通じた各郷づくり推進協議会への出前講座を開催します。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進員の会議の中で、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力したりして、啓発の機会を確保していきます。	9月の男女共同参画地域推進員会議で「クロスロードゲーム」を実施し、郷づくり推進協議会で出前講座実施を呼びかけました。	地域推進員会議で、出前講座の紹介などを行っているが、実施に繋がらない事が今後の課題です。		男女共同参画地域推進委員などを通じて、市の出前講座の利用を促したり、「繪りん」と連携・協力を依頼し、啓発の機会を確保していきます。

(2) 地域活動・交流の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	男女共同参画推進室	「プレパパ講座」を子育て世代包括支援課と連携して行います。終了後に会議を行い、その都度、実施したことについて見直しを行います。今後とも取り組みを継続し、啓発していきます。	「プレパパ講座」を計6回実施し、実施し、男性の育児参画の必要性を伝えることができました。	今後も「プレパパ講座」を継続して実施し、男性の育児参画の必要性を伝え、ワーク・ライフ・バランスが進んでいくよう取り組んでいきます。		「プレパパ講座」を子育て世代包括支援課と連携して行います。今年度から講座回数が1回増え7回になります。終了後に会議を行い、その都度、実施したことについて見直しを行い次回からの講座に反映させていただきます。今後とも取り組みを継続し、啓発していきます。
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	いきいき健康課	・男性料理教室のリピーターを増やす ・男性料理教室の新規参加者を増やす ・料理教室の案内をSNSで周知する	・男性料理教室は年2回開催し、1回目終了後、2回目の日程・テーマを周知した。1回目参加者17名のうち4名を継続参加に繋げることができた。 ・男性料理教室の新規参加者を増やすために、案内ポスターの掲示や他の事業で周知し、延べ17人の新規参加者を獲得できた。 ・市公式SNSを見て料理教室に申し込んだ参加者は延べ11人だった。	・定員に対して参加者充足率が約60%と少ない状況である。案内ポスターの掲示や他の事業での周知を拡大し、新規参加者の獲得に努める。また、継続参加者を増やすために、料理教室後、次回の教室案内のチラシを配布する。		・料理教室の参加率70%以上を目指す。
17	「ふくつ男女共同参画協議会（繪りん）」との共働	男女がともに歩むまちづくりに積極的に関わる意欲のある市民やグループ・団体で構成される「ふくつ男女共同参画協議会（繪りん）」と連携し、男女共同参画推進事業を行う際の共働体制づくりに努めます。	男女共同参画推進室	「繪りん」が取り組む「クロスロードゲーム」の運営を引き続き支援し、協力体制を構築して地域における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透を行います。	防災等をテーマに、「クロスロード」の手法を使用した郷育カレッジ講座の開催に取り組みました。また、他市との交流会で「クロスロード」を実施し、他市から「クロスロード」の講師の依頼がありました。参加者からの感想は、良好でした。	「繪りん」の会員さんは、自主的に講座内容を検討されており、特に課題・問題はありません。		「繪りん」が取り組む「クロスロードゲーム」の運営を引き続き支援し、協力体制を構築して地域における「男女がともに歩むまちづくり」の浸透を行います。
18	ボランティア活動支援の拡充	ボランティア活動支援システム（V-net）や市広報を活用し、活動意欲のある人たちが、さまざまな分野でまちづくり活動に関われる環境づくりを進めます。また、ボランティア団体の交流や情報発信の機会を充実させます。	地域コミュニティ課	1. 市未来共創センターのコーディネート力向上 総合窓口を務める市職員と、専門的な相談役を務めるNPO法人（業務の一部受託）との連携を強化しながら、センター全体でのコーディネート力を強化します。 2. 情報収集力の強化 センターへ届く情報のみならず、積極的にセンター外に出向き、市内外の関連情報収集に努めます。 3. 継続的な施設情報発信 市の有するメディア、センターのホームページ・SNSを用いて、情報発信を継続します。	1. 市未来共創センター職員のコーディネート力を向上させるため、相談対応の研修などを7回実施した。センターへの相談対応件数は延べ210件（R6.2月末現在/昨年度180件）となった。 2. 情報収集力に関しては、登録団体や郷づくりの情報をはじめ市民活動情報の収集強化に努めた。その他、市内で市民活動をされている団体へのヒアリングも実施した（2月末現在、計54件）。 3. 未来共創センターの施設をより多くの市民に発信するため、広報特集やSNS等で延べ373件（R6.2月末現在/昨年度延べ119件）発信した。また「ふくつプレイヤーズ（センター公式LINE）」を1月より開始し、222名の登録者（R6.2月末現在）に情報を定期発信している。 上記に加え、以下のことも実施した。 《郷づくり関係》代表者会議へ1回、事務局員会議へ4回参加し、センター概要や講座・イベントをはじめ、情報共有を行った。	・未来共創センターへの相談は数の増加に加え、相談内容も多様化している。そのため、職員のコーディネート力のさらなる向上が必要となっている。 ・情報収集力に関して、特にボランティア情報に関しては、未だセンターの拠点へ届く情報待ちとなっている傾向となっている。 ・昨年度と比較すると、未来共創センターの認知度が向上しているものの、まだ市民への認知度が低い。		1. 市未来共創センターのコーディネート力向上 総合窓口を務める市職員と、専門的な相談役を務めるNPO法人（業務の一部受託）との連携を強化しながら、センター全体でのコーディネート力を強化します。 2. 情報収集力の強化 センターへ届く情報のみならず、積極的にセンター外に出向き、市内外の関連情報収集に努めます。 3. 継続的な施設情報発信 市の有するメディア、センターのホームページ・SNSを用いて、情報発信を継続します。ホームページが4月より一新するため、より多くの方に対し、情報が伝わりやすい媒体となるよう、情報を整理する。

2 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進【新】
(1) 地域での防災体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
19	地域での支え合い体制の整備	男女共同参画の視点で、自助、共助の大切さを理解し、地域内で助け合う環境づくりを進めます。	防災安全課	昨年度は、全市一斉防災訓練を3年ぶりに通常の規模で実施することができた。今年度は、より迅速な避難と参加人数の回復を目指します。	一斉防災訓練の任意訓練については、いくつかの地域で積極的な取り組みにより、参加者数が増加しました。	訓練実施日を事前にお知らせしていても、訓練に参加できない学校がありました。		一斉防災訓練に加え、イオンモール等での訓練を実施する予定であり、市民参加の機会を増やすことにより、自助、共助の大切さを理解し、地域内で助け合う環境づくりを進めます。
20	女性消防団の充実	防災教育や防火啓発などを中心に活動を行い、女性が地域防災の担い手として活躍できる防災組織の充実を図ります。	防災安全課	女性消防班はコロナ感染症感染拡大防止のため、活動の場がありませんでしたが、定期的に会議や研修で学んだことを、消防訓練等の機会を活かし、活躍の幅を広げることを目指します。	イオンモールで11月、3月に啓発活動を実施しました。	その他、地域からも協力依頼があったものの、視察研修と重なり、お断りせざるを得ない場合もありました。		女性消防団をPRし、市主催の訓練以外に活躍の場を広げ、女性が地域防災の担い手として活躍できる防災組織の充実を図ります。

3 国際理解・交流の推進
(1) 国際的視野を持った人材の育成

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
21	国際規範・基準に関する学習機会の充実	男女共同参画市民講座において、女子差別撤廃条約をはじめとする国際規範・基準に関する学習機会や情報を提供し、国際的視野に立った人材育成を図ります。	男女共同参画推進室	郷育カレッジ講座や出前講座の中で、国際的に見た日本の男女共同参画や福津市の状況について取りあげ、参加者の気付きを促すような講座運営ができるように、継続していきます。まずは、小中学校の先生で構成される平等教育委員会の中でジェンダーの働きかけを行っていきます。	地域推進員会議や郷育カレッジ講座等で国際比較（GGI）に関する項目を取り上げ、参加者に伝えました。	ジェンダーギャップ指数（GGI）では特に政治分野・経済分野が低い状況であることがわかっています。講座以外にも広報紙等の活用が課題です。今年度は掲載予定です。		郷育カレッジ講座や出前講座の中で、国際的に見た日本の男女共同参画や福津市の状況について取りあげ、参加者の気付きを促すような講座運営ができるように、継続していきます。まずは、小中学校の先生で構成される平等教育委員会の中でジェンダーの働きかけを行っていきます。
22	女性海外研修事業の周知・参加促進	福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」の周知・情報提供を行い、市民の参加を促すことで、国際的視野を持つ女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画推進室	「女性研修の翼」事業はすでに終了していますので、海外研修事業の機会は現状としてありませんが、市内の「翼の会」のメンバーと協力しながら、男女共同参画の周知・啓発に引き続き、取り組みます。	福岡県「女性研修の翼」の事業が終了しましたので、現状として海外研修の機会がなくなっていますが、過去に同事業に参加されたみなさんが、「福津市翼の会」として年に一度、市長訪問を行っています。男女共同参画推進室では市長訪問に当たっての事前のアンケート調査に回答し、市長訪問の際のアンケート調査を基にした質疑に対応しています。	特になし。		「女性研修の翼」事業はすでに終了していますので、海外研修事業の機会は現状としてありませんが、市内の「翼の会」のメンバーと協力しながら、男女共同参画の周知・啓発に引き続き、取り組みます。

（２）国際交流活動の支援								
事業 番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
23	国際理解教育 の推進	学校や地域で、ともに理解し、学習 しあう国際理解教育のひとつとし て、ＡＬＴをはじめ外国の人たちと の交流の機会を設けます。	学校教育課	市内の児童生徒とALTとの活動等 を通し、会話の機会を確保する 等の工夫をしながら、生きた英 語や異文化に触れさせることで 国際感覚やコミュニケーション 能力を養い、国際的視野を広げ させていきます。教育支援セン ターにもALTを派遣し、英語に触 れ、学ぶ機会を設けます。 また、各校年に1回ずつ市内の ALTの全員配置日を設け、模擬海 外体験を行うことにより、日ご ろの授業の成果を確認します。 さらに、市主催のイングリッ シュキャンプを行い、より実践 的な交流を行う場を設けます。	市内小・中学校及び教育支援センターに もALTを配置したり、各校にALT全員配置 日を設けたりすることで、日頃から子ど もたちが英語でALTとコミュニケーショ ンができる環境を整えている。 市主催のイングリッシュキャンプでは、 模擬海外体験を行い、日頃の授業の成果 を発揮する様子が見られた。	特になし。		市内の児童生徒とALTとの活動等 を通し、会話の機会を確保する等の工 夫をしながら、生きた英語や異文化 に触れさせることで国際感覚やコ ミュニケーション能力を養い、国際 的視野を広げさせていきます。教育 支援センターにもALTを派遣し、英 語に触れ、学ぶ機会を設けます。 また、各校年に1回ずつ市内のALTの 全員配置日を設け、模擬海外体験を 行うことにより、日ごろの授業の成 果を確認します。 さらに、市主催のイングリッシュ キャンプを行い、より実践的な交流 を行う場を設けます。
24	市内在住の外 国人への支援	市内在住の外国人に対する日本語教 室を支援するなど、外国人が安心し て暮らせる環境づくりと市民との交 流機会の提供に努めます。	地域コミュ ニティ課	日本語教室をはじめ、国際交流 を促す活動を実施している団体 への、市未来共創センターから の支援を継続します。また、庁 内の関連部署と連携し、共働の 取組みを進めます。	未来共創センターの登録団体に対し、年 間を通じて、会議室等の設備提供や、団 体活動の情報発信及び情報提供を行っ た。 令和5年度も前年同様、日本語教室実施 団体が、市補助金（住みよいまちづくり 推進企画活動補助事業）の交付決定を受 け、活動費の一部に対して、活動補助及 び関係部署と連携した支援に取組んだ。	・日本語教室実施団体について、受講を 希望する生徒が多く、キャンセル待ちが 複数いる状況にある。団体の現状ではす べてを受け入れられない状況にある。ま た、当該団体への市補助金の交付最終年 度が令和5年度であり、来年度以降は補助 金なしでの運営をする必要性がある。 ・未来共創センターでは、外国人への支 援に取り組む市民活動者及び団体への伴 走支援に取り組んでいる。伴走支援とい う性質上、市民活動者及び団体の主体性 を重視した支援であるため、外国人への 支援は間接支援となっている。		日本語教室実施団体をはじめ、国際 交流を促す活動を実施している団体 への、市未来共創センターからの支 援を継続します。各団体の状況や意 思を優先しながら、団体に寄り添っ た支援を行います。また、各団体が 関係する庁内部署と連携し、共働の 取組みを進めます。

Ⅲ 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり
1 男女共同参画の視点に立った家庭生活支援の促進
(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
25	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行います。	男女共同参画推進室	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、広報紙等で取りあげたり、郷育カレッジ講座等で取りあげたりするなどして、引き続き広く市民へ周知を図ります。	プレパパ講座の中で育休取得やワーク・ライフ・バランスの話題を取り上げました。	市民への啓発活動だけでなく、事業所への働きかけも継続していきます。		ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、広報紙、郷育カレッジ講座等で取りあげるなどして、引き続き広く市民へ周知を図ります。
26	男性を育児参加に促す機会の充実	ブックスタート事業やおはなし会などの機会を通して、家庭での読み聞かせの推進、男性の育児参加の促進を行います。	郷育推進課	引き続き開催形態やPR方法を工夫し、男性が参加しやすい事業を増やします。	今年度の出前講座で男女共同参画に関する講座を1講座設けました。また郷育カレッジにおいても該当分野の講座を2講座実施し、延べ20名の参加がありました。参加者からは、男女共同について改めて考えるいいきっかけになったとの意見がありました。	当日キャンセル等があり、少ない人数での開催となりましたが、アンケートでは参加者からの反応は良好だったので、引き続き興味を引く講座設定に取組み、PR方法やメニューの表記内容について工夫し、参加者を増やして行きます。		引き続き開催形態・内容およびPR方法を工夫し、男性が参加しやすい事業を増やします。 現在保護者の統計を取っていない子ども主体のイベントについても、保護者の男女比を控えます。
27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	こども課	(大和) 0・1・2歳児の父親を対象とした講演と触れ合い遊びを実施する。この事業は7年目となり、参加人数も年々増えている。父親同士の交流会となり好評を得ている。初めての子育ての父親の悩みを共有したり、触れ合い遊び等での父親の子育ての参考になっている。また、支援センターの男性保育士とパパの講座にも男性職員を保育所から出して好評なので、引き続き行いたい。 (なかよし) 今後もなかよしルームのおもちゃの環境を整え、父親が子どもと関わって十分に遊べるようにします。今年度は0歳と父親と子どもが参加する講座の回数を1回増やし、0歳を2回、1歳を1回実施します。子どもとわらべ歌遊びを楽しんだり、父親同士が交流できるようにします。	(大和) 7月8日(土)に0・1・2歳児の父親を対象とした「パパの会」を開催します。10名参加します。前半は子育て座談会を行い「子育ての悩み」について話しています。後半は親子触れ合い遊びを行いました。給食室よりその日の献立であった親子丼の試食提供もあり、好評でした。 7月22日(土)にはなかよしにて「男性保育士とパパびよタイム」を開催します。6組の親子が参加します。 (なかよし) 0歳の子どもと父親が対象の「パパと一緒にのびのびよタイム」を6月と12月に年2回実施し、合計で親子13組の参加がありました。 1歳の子どもと父親が対象で、大和保育所の男性保育士を講師に招いた「男性保育士とパパびよタイム」を7月に年1回実施し、6組の参加がありました。 父親同士で情報交換をしたり、子育ての悩みを話し合ったりして交流を深めました。	(大和) 「パパの会」開催後に集まれる機会がなく、その後の父親同士のつながりにまでは発展できていません。 そのため、今後は保護者が参加しやすいよう複数回開催したり、年齢を0・1・2歳の保護者に限定しない(3・4・5歳児の保護者の参加もいいとする)など改善を行っていきたいと思います。 (なかよし) 12月中旬に0歳と父親を対象に行った「パパと一緒にのびのびよタイム」が参加組数が4組で少なかったのが課題です。 令和6年度は12月上旬に実施予定です。		(大和) 0・1・2歳児の父親を対象とした「パパの会」を実施します。 なかよしにて「男性保育士とパパびよタイム」を引き続き行います。 (なかよし) 未就学の乳幼児と保護者が利用する子育て支援センター「なかよし」では、令和6年度も0歳と父親が対象の「パパと一緒にのびのびよタイム」を6月と12月の年2回、実施します。1歳と父親を対象に大和保育所の男性保育を講師に招いて、「男性保育士とパパびよタイム」を7月に年1回、実施します。定員はそれぞれ10組で、7組以上の参加を目指します。
27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	子育て世代包括支援課	ブレマママパパ講座は、各種感染症防止対策を講じて開催する。父親も育児の知識を深め関心が高まるように、情報提供だけでなく体験型(妊婦体験・赤ちゃんの抱っこ等)の内容を増やす。母子手帳の発行時や妊婦電話訪問を活用し、父親にも参加してもらうよう伝える。	体験型を盛り込むことで、実際に体感でき、楽しみながら知識や理解を深めることができた。 講座についても父親からの問い合わせが多く、意欲的に参加したい父親が増えてきている。	現在、父親支援は主に母子健康手帳交付時、ブレマママパパ講座時と限定的である。今後は産後や育休中の父親への支援の機会も積極的に作る必要がある。		子育て支援ガイドブックへ「ふくパパ」ページを新設。福津市で子育てをしているお父さんのリアルな声、講座情報、相談窓口、育児休業、子育ておすすめスポットを掲載し、父親への子育て支援を拡大していくきっかけとする。

28	介護に関する講座の実施	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、介護技術の習得や介護に対する理解を深めるとともに、男性の参加を促進します。	高齢者サビス課	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、一方の性に偏ることなく、男女ともに介護への理解が可能になるよう働きかけを行います。 休日に、大型ショッピングモールにて認知症啓発活動・講座を開催することにより、老若男女関係なく、学びの場を設けます。情報コーナーに介護や認知症に関するリーフレットを設置することにより、認知症のことを「知ってもらう」きっかけをつくります。 また、市内の小中学校で認知症サポーター養成講座を継続的に行い、高校でも認知症や介護に対する理解を広めていきます。相手のニーズに応じて講座内容を変更することによって、より一層、認知症の理解を深めるようにします。	大型ショッピングモールにて認知症啓発活動を三部構成にて実施しました。一部は認知症サポーター養成講座（参加者65名）、二部は認知症当事者の座談会（参加者56名）、三部は認知症とお口の管理の関係性（参加者40名）でした。前年度に引き続き事前予約制でしたが、当日飛び入り参加の方もおり、昨年と比較すると参加しやすい環境づくりが出来たと感じました。イベント参加者の声として「寸劇で認知症の具体例を観ることで症状の理解がしやすかった」「認知症当事者の方の話を聞くことで認知症に対するイメージが変わった」等の声がありました。老若男女年齢層を問わず、認知症等に関する啓発活動を実施することができました。 市内の小中学校では今年5年度1,539名の学生の方が受講をしており、多くの認知症サポーターを養成することができました。	令和4年度も大型ショッピングモールにて認知症啓発のためのイベントを実施しましたが、会場となるホール以外での啓発活動において、認知症啓発のためのイベントであることが伝わりにくかった点が課題として見えました。 また、イベントの参加についてはコロナ禍であることから事前予約制で実施しましたが、当日参加についても座席に余裕がある場合は受け付けることとしていました。しかし、講演を行う際には声がショッピングモール内に漏れることがないよう、会場であるホールを締め切るため、当日参加率は非常に低い結果となりました。以上から、実施にあたって多方面で工夫が必要と考えます。	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、一方の性に偏ることなく、男女ともに介護への理解が可能になるよう働きかけを行います。 休日に、大型ショッピングモールにて認知症啓発活動・講座を開催することにより、老若男女関係なく、学びの場を設けます。情報コーナーに介護や認知症に関するリーフレットを設置することにより、認知症のことを「知ってもらう」きっかけをつくります。 また、市内の小中学校で認知症サポーター養成講座を継続的に行い、高校でも認知症や介護に対する理解を広めていきます。相手のニーズに応じて講座内容を変更することによって、より一層、認知症の理解を深めるようにします。
----	-------------	--	---------	--	--	---	--

（２）多様な家庭生活に対応した子育て支援

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
29	子育て支援事業の充実	子育て支援センター機能の充実を図り、就学前児童及びその保護者等の遊びや交流の場を提供する子育て支援事業を積極的に推進します。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	こども課	（なかよし） 子育て支援センターでは、今後も未就学児の遊びの場や保護者の交流・学びの場を提供し、子育て支援事業を積極的に推進します。ファミリー・サポート・センター事業は広報・ポスター等で周知します。今年度もおねがい会員の希望者には随時、講習会を実施します。その後、ファミリー・サポート・センターのアドバイザー、まかせて会員、おねがい会員の三者で事前打ち合わせを行い、すぐに活動につながるように取り組んでいきます。	（なかよし） 「びよびよタイム」等の予約が現時点では予約システムからはできません。ファミリー・サポート・センター事業では、現在は活動に対応はできているものの、子育て世代の増加に伴い、これからも依頼が増えることが見込まれるため、まかせて会員の確保が必要です。	転勤族の方が地方での子育てに悩み、一時的に帰省して子育ての支援を受けたいと思ったとき、（なかよしルーム）人数制限に戸惑いわかりやすい周知の仕方を希望された。その後の利用スケジュールや出張子育てサロンも利用しやすくなる。ファミリーサポートセンター事業では送迎のためのチャイルドシートはリサイクルを募ってみてはいかがでしょうか。		（なかよし） 子育て支援センター「なかよし」では、今後も未就学の乳幼児と保護者が一緒に遊べる遊びの場や保護者同士の交流・学びの場を提供します。利用者が利用しやすいようにびよびよタイム等の事業が予約システムからできるように取り組んでいきます。 ファミリー・サポート・センター事業はおねがい会員の要望に応えられるように、広報やポスター等でまかせて会員を募集して講習会を開催し、まかせて会員数を増やします。
30	のびのび発達支援センター事業の充実	子どもの「そだち」についての個別相談や、専門医療機関との連絡・調整、発達支援に関する事業、保護者学習会・交流会などを実施し、発達支援が必要な子どもの成長を促し、保護者の不安の解消を図ります。	こども課	（のびのび） ・個別相談を通じて子どもの発達を促し、保護者に対しても適切な対応の仕方などをアドバイスしていきます。 ・子どもの発達に応じた集団保育を行ったり、療育機関へつなぎ連携することで、よりよい支援を行っていきます。 ・市内の幼稚園保育園職員対象の学習会の実施（年3回）や保護者向けの研修会などを行い、発達についての理解や支援の大切さなどをお話しています。 ・市内の幼稚園、保育園、小学校、学童など年に2回の訪問を通して子どもたちの様子を把握したり、支援の方法などを共有しています。 ・各担当課、関係機関との連携を密にし、子どもの成長とその家族を支援していきます。	・新規の相談者が増えてきている現状ですが、相談事業はスムーズに行えています。 ・ほっとタイム事業では2歳児の集団保育を行い、面談につなげたり、保健師に経過観察をお願いしたりと連携をとることができました。スマイル事業では3歳以上児の療育を行い、個別面談継続や、事業所への紹介など子どもに合った支援先を紹介できました。 ・学習会や講演会など発達支援の大切さや関わり方などを発信することができました。 ・訪問や電話相談などで市内幼稚園、保育園、小、中学校、学童等との連携も取れました。 ・市役所の各担当課や、医療機関や療育施設などへの紹介や情報提供などで保護者も安心して子供と向き合うなど、家族への支援も行うことが出来ました。	（のびのび） 令和6年度から完全委託になり、心理士の人数、職員の配置なども変わってくると思いますが、なるべく今のスタイルを崩さず、継続してほしいと望んでいます。市民が気軽に相談できる場所としてのびのびを運営してほしいとはお願いしています。		（のびのび） 令和6年度から玄洋会（事業所）に完全委託になるため、今まで通り市民が安心して相談できる場所としての機能を継続してもらえよう、担当課との連携を密にしていきたいと思っています。

31	親子を対象とした健康相談・訪問の充実	乳幼児とその保護者を対象に、各種健診の機会を活用し、発達・育児、栄養などについて相談を行います。また、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳幼児の発育発達の状態や母親の健康状態について観察するとともに、育児に関する不安や悩みの解消を図ります。	子育て世代包括支援課	赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）は目標100%の実施を目指す。乳幼児健診未受診者については福岡ルールに基づいて全件把握（未受診理由の把握、児の安否確認）し、電話・訪問・文書により受診勧奨を行う。児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。リスクのある家庭については、関係機関で定期的な事例検討、情報共有、随時の計画見直しを行いながら、継続的なフォローを実施していく。母親の支援、育児相談に関しては、随時個別相談や健診でフォローを行い、地区担当保健師が主となり継続支援していく。	母子健康手帳交付時や転入手続き時に相談支援として子育てアプリや相談窓口の紹介を行った。赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）にて連絡の取れないケースは自宅訪問を行う対策を講じているが、今年度については自宅訪問のケースはなかった。養育環境が心配なケースについては妊娠時より関わり、関係を築くことで関係機関とともに継続的な支援を行うことができた。	引き続き会えない人へのアプローチ、妊娠期からの継続的な支援を行う。また支援につながらないケースについては関係機関と連携しながら見守りを行っていく。		赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）は目標100%の実施を目指す。乳幼児健診未受診者については福岡ルールに基づいて全件把握（未受診理由の把握、児の安否確認）し、電話・訪問・文書により受診勧奨を行う。児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。リスクのある家庭については、関係機関で定期的な事例検討、情報共有、随時の計画見直しを行いながら、継続的なフォローを実施していく。母親の支援、育児相談に関しては、随時個別相談や健診でフォローを行い、地区担当保健師が主となり継続支援していく。
32	託児サービスの充実	子育て世代が社会活動等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市主催の講座や研修、シンポジウムなどの事業に、託児サービスを行います。また、地域の行事等にも託児制度が導入されるよう働きかけます。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進室が運営する事業での託児の対応について、積極的に行います。また、他の部署が行う事業についても、託児対応を可能な限り行うように働きかけます。	男女共同参画推進室が行う事業（講演会、講座、女性のための無料法律相談、労働相談会）には、託児対応を明記しました。	特になし。		男女共同参画推進室が運営する事業での託児の対応について、積極的に行います。また、他の部署が行う事業についても、託児対応を可能な限り行うように働きかけます。
33	ひとり親家庭の就業支援の実施	ひとり親家庭の父親、母親の就業を促進し自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得に取り組む父親、母親に対し、受講料の一部助成や一定期間の生活費などを支給します。	こども課	（家児相） 就労に有利となる資格が取得できるように給付金を支給し、生活の支援を行います。掲示物や配布物を窓口に設置し啓発します。ハローワーク等関係機関と連携し、安定した就労へつながらるように支援を行います。	（家児相） 今年度は12名が高等職業訓練促進給付金を受給し、うち4名が修了支援給付金を受給しました。ハローワークと連携した巡回相談は9名の申込があり、うち3名が就労へとつながっています。	（家児相） コロナ禍で制度の内容が変更になったり期間限定の支援があったりと、わかりにくいことが問題と感じており、その都度ホームページ等で周知できるかが課題と感じています。		（家児相） 資格取得希望者の相談に応じ、ハローワークの自立支援プログラムにつながるよう支援していきます。ハローワーク等関係機関と連携し、安定した就労へつながらるように支援を行います。
34	保育環境の拡充	延長保育・一時保育・障がい児保育等、多様な保育を実施します。また、地域との連携を図るための子育て支援事業に取り組めます。	こども課	（保育所） 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、障がい児保育事業、医療的ケア児保育事業を行う保育所を支援します。 （学童） 関係機関との連携を密に行い、一人一人の児童や家庭に応じた子育て支援を行います。学校と学童保育所の連絡会で情報交換を行い、支援のあり方について共通理解を図ります。	（保育所） 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育を12保育所、2認定こども園、1事業所内保育施設、8小規模保育施設で実施し、障がい児保育を6保育所、1認定こども園で実施しました。 （学童） 小学校、学童保育所、双方の観点から、児童の健全な育成のために必要な支援のあり方についての共通理解を得るため、小学校・学童保育所連絡会を実施しました。会議では、特に支援が必要な子ども達の情報についての共有の方法、問題点などを話し合い、連携体制の改善を行いました。	（保育所） 保育ニーズは多様化・複雑化しているが、保育人材の不足により対応が難しい園もある。人材確保の取りくみも同時に進める必要があります。 （学童） 学童保育で預かる児童の一人一人の健全な育成のため、小学校と学童保育所の間で、必要な情報交換や協力を行えるよう、今後も連携しながら体制を改善していく必要があります。		（保育所） 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、障がい児保育事業、医療的ケア児保育事業を行う保育所を支援します。 （学童） 関係機関との連携を密に行い、一人一人の児童や家庭に応じた子育て支援を行います。学校と学童保育所の連絡会で情報交換を行い、支援のあり方について共通理解を図ります。

2 働きやすい環境づくりの促進
(1) 女性が活躍できる環境整備の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	男女共同参画推進室	市商工会を通じて、事業者向けに、市の「男女がともに歩むまちづくり」の情報提供を行います。 また、市が実施する講座等を案内し、参加に繋がるよう努めます。	労働相談窓口の利用についてチラシや広報紙を活用して、周知を行いました。園長会や校長会でも配布し、掲示を依頼しました。労働者だけでなく、雇用主についても利用できることを周知しました。	ワーク・ライフ・バランスの取り組みは、中小企業等小規模業者にとっては、実現が難しい取り組みかもしれませんが、引き続き周知・啓発を行っていきます。		市商工会を通じて、事業者向けに、市の「男女がともに歩むまちづくり」の情報提供を行います。 また、市が実施する講座等を案内し、参加に繋がるよう努めます。
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	商工振興課	商工会を通じて、コロナの影響下において浮き彫りになった人権問題や、社会的差別等の課題を注視して、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて各事業所への推奨を図ります。	今年度は市内事業所の多くが原油価格・物価高騰で経営に打撃を受け、商工会での個別相談において啓発できる機会はありませんでした。	物価高騰による経営打撃の影響を見ながら、新しい生活様式、働き方とともに事業所の規模に合わせた取り組みや定期的な広報の中で啓発を行うなどが必要。		商工会を通じて、人権問題や、社会的差別等の課題を注視して、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて個別相談等で各事業所への推奨を図ります。
36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室	育児休業の制度の周知を図るため、「プレパパ講座」の機会などを生かして、若年層の男性に伝えていきます。 また、市商工会を通じて、事業者への周知も検討します。	「プレパパ講座」の際に、育児休業制度のことに触れ、周知を行い、男性の家事・育児への積極的参画を促しました。	福津市内への若年世帯の転入に伴い、若い子育て世代も増えています。男性の家事・育児への積極的な参画が進んで行くように、今後も啓発・普及を進めていきます。		育児休業の制度の周知を図るため、「プレパパ講座」の機会などを生かして、若年層の男性に伝えていきます。特に2022.10より始まった産後パパ育児については紹介していきます。 また、市商工会を通じて、事業者への周知も検討します。
36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	商工振興課	商工会を通じて、市内事業者へ状況に応じた効果的な関連情報を発信し、周知を図ります。	日々の個別相談において、該当の相談があった際にはすぐに社会保険労務士に相談できるよう体制を整え、会員情報誌にも掲載した。	新しい生活様式、働き方とともに事業所の規模に合わせた取り組みや関連する最新の情報を定期的な広報の中で啓発することなどが必要。		商工会を通じて、市内事業者へ状況に応じた効果的な関連情報を発信し、周知を図ります。
37	再就職・起業支援講座の実施	福岡県労働者支援事務所や21世紀職業財団等との共催で、女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶ講座を実施します。	男女共同参画推進室	県が主催する「子育て女性のための就職支援セミナー」などの事業に協力し、再就職支援を行うようにします。	県が主催する「子育て女性のための就職支援セミナー」などの事業の広報等のチラシを設置するなど周知を行いました。	特になし。		県が主催する「子育て女性のための就職支援セミナー」などの事業に協力し、再就職支援を行うようにします。
38	労働相談や情報提供の充実	女性が働き続けるため、広報や市役所情報コーナーを効果的に活用し、労働に関する基礎知識、各種資格取得、技能習得、労働相談などについての情報提供を充実します。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。 また、電話や窓口相談等で労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。また定員枠に入れなかった市民には、予約なしで電話相談が出来る、厚生労働省の福岡労働局の連絡先も紹介します。	広報紙で年4回、県の出張労働相談会の案内をし、実施しました。働き方、賃金未払いの2件の相談がありました。関連情報のチラシについては窓口等に設置しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携して対応していきます。		福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。 また、電話や窓口相談等で労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。また定員枠に入れなかった市民には、予約なしで電話相談が出来る、厚生労働省の福岡労働局の連絡先も紹介します。

(2) 自営業における男女共同参画の促進								
事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	男女共同参画推進室	「人材育成セミナー」や出前講座等を通じて、女性の経済的自立や役員等への積極的な登用につながるような内容の講座を企画していきます。	今年度は全体的な生き方やメンタル面でのセルフメディケーション的な講座を行ってきました。	地域や職場などにいかせる実践的な知識やスキルの学びの機会となるような企画を実施することが課題です。		「人材育成セミナー」や出前講座等を通じて、女性の経済的自立や役員等への積極的な登用につながるような内容の講座を企画していきます。
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	商工振興課	(商工業) 男女共同参画の意識普及のため、リーフレットの配布やポスターの掲示等で情報提供するよう、各団体に勧めます。	個別に相談会を開く中で男女共同参画意識の普及に努めた。	広く普及を行うという点では研修会等でリーフレットを配布することが有効であるが、開催できない場合でも定期的な広報の中で啓発を行うなどが必要。		(商工業) 男女共同参画の意識普及のため、リーフレットの配布やポスターの掲示等で情報提供するよう、各団体に勧めます。
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	農林水産課	男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます	今年度は福岡県主催の研修会が少なく、男女共同参画意識の普及に向けた研修や情報提供が難しかった。	県や市主催の研修会やリーフレット等がある方が、男女共同参画意識の普及に向けた情報提供や啓発し易い。		男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	男女共同参画推進室	「人材育成セミナー」などの講座を、女性農業者にも農業担当部署を通じ、積極的に参加を呼びかけます。実施にあたっては、農業に従事する女性に向けた効果的な取り組みになるように配慮します。	男女共同参画審議会委員に農業に関わる男性になっていただいております。農業者の視点から、農業女性に向けた働きかけについて、ご意見をいただくことができました。	農業女性に対して、積極的に講座等の周知を行いながら、実情等を伺う機会を作っていきたいと考えています。		「人材育成セミナー」などの講座を、女性農業者にも農業担当部署を通じ、積極的に参加を呼びかけます。実施にあたっては、農業に従事する女性に向けた効果的な取り組みになるように配慮します。
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	農林水産課	男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます。	女性農村アドバイザー及びOＢで福津ほほえみグループを結成している。今年度は、先進地視察やヨガ教室を開催し、地域の女性農業者の結束を強めることができた。	ほほえみグループの高齢化、人員不足による活動の縮小が懸念される。女性農業者自体が少なく、今後も人選が難しい見通し。		男女共同参画の意識普及のため研修会を実施するよう、各団体に勧めます。
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	農業委員会事務局	福岡県女性農業委員対象の研修会や女性対象の研修会への参加を積極的に促します。	今年度は委員が1名退任され、1名になったこともあり、参加なし	開催場所や日時により、参加できないことがある		福岡県女性農業委員対象の研修会や女性対象の研修会への参加を積極的に促します。
41	生産技術や経営能力向上支援	自営業の女性がその貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画していくことができるよう、商工会を通じた広報・啓発活動に取り組みます。	商工振興課	商工会を通じて、市内事業所への関連情報の周知・啓発を図ります。	今年度は原油価格・物価高騰の影響で経営に打撃を受け、商工会においても市内事業所に対する個別支援に追われ、推奨を進められる状況ではなかった。	事業所の規模に合わせた取り組みや支援制度など最新の情報を発信するとともに定期的な広報の中で啓発を行うなどが必要。		商工会を通じて、市内事業所への関連情報の周知・啓発を図ります。
42	家族経営協定の普及促進	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、補助制度利用者には積極的に「家族経営協定」の締結の促進を図ります。	農林水産課	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、「家族経営協定」の締結の促進を図ります。	認定農業者更新時(6月、12月)の農業経営改善計画書の面談時に、家族経営協定の締結の働きかけを行い、農業経営が家族の話し合いと男女共同参画によってお互い認め合う対等な立場で行えるよう推進した。令和2年度は、家族経営協定の更新はなかった。	家族経営協定を更新する農業者はいいても、新規で締結する農業者が少ない。立場の弱かった農家の嫁の収入を確保するのが元来の目的の協定であるが、昨今は、嫁の立場は強くなっており、当協定の意義を見直す時期かも知れない。		認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、「家族経営協定」の締結の促進を図ります。

(3) 労働条件や労働環境の整備促進								
事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	男女共同参画推進室	業者から提出された申請の回答内容の集計や分析により、特徴的な取り組みを行っている事業者があった場合は、周知を行います。	指名競争入札参加資格審査申請が行われたので、申請書類と一緒に男女共同参画推進状況報告書の提出を求めました。	労働と男女共同参画が関係する法制度の新設や改正があった際は、随時対応することができるよう、情報収集を行います。今後は、報告結果の有効活用を検討していきます。		業者から提出された申請の回答内容の集計や分析により、特徴的な取り組みを行っている事業者があった場合は、周知を行います。
43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	総務課	令和5年度は、業者登録における追加受付を行うので、前年度に引き続き、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求める。提出された報告書については、男女共同参画推進室で活用する。	追加受付では、全事業者に「男女共同参画推進状況報告書」を提出して頂いた。提出された報告書については、もれなく男女共同参画推進室に引き継いだ。	男女共同参画推進室と連携し、問題なく実施できている。今後も継続していく。		令和6年度は、業者登録の受付を行うので、前回に引き続き、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求める。提出された報告書については、男女共同参画推進室で活用する。
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	男女共同参画推進室	該当する入札が行われる際は、担当課に働きかけを行います。	担当課には適切に行われるように依頼を行いました。	特になし。		該当する入札が行われる際は、担当課に働きかけを行います。
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	総務課	審査基準への男女共同参画の視点を反映させることと、現場での指導・調査は引き続き目標に掲げる他、「就業・家庭・市民活動参画を両立させるための環境整備に努めているか」についての審査基準を設ける。	令和5年度は、指定管理者の選定が無かったため、審査基準への反映については、実施できなかった。	指定管理者の選定がある場合に、審査基準への反映を行う。		審査基準への男女共同参画の視点を反映させることと、現場での指導・調査は引き続き目標に掲げる他、「就業・家庭・市民活動参画を両立させるための環境整備に努めているか」についての審査基準を設ける。
45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	男女共同参画推進室	事業所における取り組みを進めることを目的とした評価・公表制度につき、調査・研究を行います。	指名競争入札参加資格審査申請が行われたので、申請書類と一緒に男女共同参画推進状況報告書の提出を求めました。その報告書から、福岡県「子育て応援宣言」や「介護応援宣言」をしている事業所を確認することができました。	小規模事業所、中小事業所の中には育児休業制度の規定はあっても、該当する従業員がいないなど、制度の利用ができない事業所もあるように思われます。		事業所における取り組みを進めることを目的とした評価・公表制度につき、調査・研究を行います。
45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	総務課	・総合評価方式による入札時、「子育て応援宣言」に登録している業者に対して加点している。 今後も取り組み状況を考慮した加点を継続する。 ・業者登録の際、「子育て応援宣言」に登録している業者に対し、総合値を加点する。（格付を設けている工事が対象）	令和5年度は、総合評価方式による入札の実施がなかった。 業者登録の際は、「子育て応援宣言」に登録している業者に対し、総合値を加点した。（格付を設けている工事が対象）	今後も継続していく。		・総合評価方式による入札時、「子育て応援宣言」に登録している業者に対して加点している。 今後も取り組み状況を考慮した加点を継続する。 ・業者登録の際、「子育て応援宣言」に登録している業者に対し、総合値を加点する。（格付を設けている工事が対象）
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。広報紙やチラシを活用し、必要な情報が届くように分かりやすい周知を継続して行います。	広報紙で年4回、県の出張労働相談会の案内をし、実施しました。働き方、賃金未払いの2件の相談がありました。関連情報のチラシについては窓口等に設置しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携を強化して対応していきます。		福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。広報紙やチラシを活用し、必要な情報が届くように分かりやすい周知を継続して行います。
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	商工振興課	関連する情報を商工会を通じて提供し、法制度等の周知を図ります。	個別支援の中で相談があった場合、すぐに対応できるよう専門家の窓口体制は整えたが、相談はなかった。	新しい生活様式、働き方とともに事業所の規模に合わせた取り組みや定期的な広報の中で啓発を行うなどが必要。		商工会を通じて関連する情報を提供し、法制度等の周知を図ります。

47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、マタニティハラスメント等の問題を、広報紙や出前講座等で取り上げ、周知・啓発を図ります。	福岡県労働者支援事務所が主催する出張労働相談会を実施しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携を強化して対応していきます。		福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、マタニティハラスメント等の問題を、広報紙や出前講座等で取り上げ、周知・啓発を図ります。
47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	子育て世代包括支援課	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。働く妊婦に対しては母子手帳に掲載されている「母子健康管理指導事項連絡カード」を紹介し、必要時医師に相談し利用するよう促す。また、母子手帳交付時のみに限らず妊婦電話相談や家庭訪問等で支援を行う。	母子健康手帳交付時・妊娠中期・妊娠後期と妊娠中は切れ目なく支援を行う体制を整えており、状況に応じた指導を行うことができた。	職場環境により「母子健康管理指導連絡事項カード」を受け付けてもらえない職場もあるのが現状で、悩みを抱えている妊婦は存在する。その場合は、労働局を相談窓口として紹介している。		母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。働く妊婦に対しては母子手帳に掲載されている「母子健康管理指導事項連絡カード」を紹介し、必要時医師に相談し利用するよう促す。また、母子手帳交付時のみに限らず妊婦電話相談や家庭訪問等で支援を行う。
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	男女共同参画推進室	福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、窓口相談等で、労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。	広報紙で年間4回、県の労働相談会の案内をし、実施しました。関連情報のチラシについては窓口等に設置しました。	労働問題で悩んでいる方の支援が行き届くよう、県労働者支援事務所と連携して対応していきます。		福岡県労働者支援事務所との共同で、「労働相談会」を実施します。また、窓口相談等で、労働問題に関わる相談の際は、県労働者支援事務所と連携しながら対応していきます。
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	商工振興課	商工会を通じて、市内事業所に雇用に関する情報を発信し、現場の状況を今一度見直すきっかけとして周知を図ります。	商工会においても市内事業所に対する個別支援で周知するよう努め、併せて専門家窓口の体制を整えた。	日頃からの個別支援での周知に加え、定期的に広報誌等で情報発信する必要がある。		商工会を通じて、市内事業所に雇用に関する情報を発信し、現場の状況を今一度見直すきっかけとして周知を図ります。

Ⅳ 生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり

1 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 心身の健康づくり支援の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
49	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	「健康ふくつ21計画」を推進し、市民自らが行う健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及などによる、生涯を通じた健康づくりや体力づくりを支援します。	いきいき健康課	・特定健診受診率の向上 ・特定保健指導実施率の維持、向上 ・市内店舗等での食環境の整備継続	・R5年度特定健診受診率はR6.2月時点で33.6%の見込み。R6.11月に確定値が出るため、そこで改めて評価が必要である。R4年度受診率がR5.2月時点で34.2%であったため、低下している場合は、受診勧奨の時期、方法等を見直す必要がある。 ・特定保健指導実施率に関しては、R6.3.20時点での実施率は29.8%であるが、確定値が出るまでは評価が難しい。R2年度以降は毎年実施率が80%を超えており、高い実施率の維持ができている。 ・イオン福津店、あんずの里、レガネット福津(9月～10月)、プロマート福津店(9月～12月)に「適塩コーナー」を設置。食進会提供の「適塩レシピ」を定期的に掲示した。	・R5年度特定健診受診率はR6年2月時点で33.6%だが、目標に到達できていないため、受診勧奨業務において郵送勧奨の回数を増やす。		・特定健診受診率43.8% ・重症化予防事業対象者の継続受診率70.0% ・特定保健指導実施率73.0% ・「適塩コーナー」の常設設置店を増やす。
50	心の健康づくり事業の充実	心の健康を保つとともに、心の病気への適切な対応を行うため、臨床心理士等による心の健康相談を行います。	いきいき健康課	・相談機会の継続的な確保と周知	相談日程を毎月の広報、健康ガイド、市HPに掲載し周知を行った。相談者は11人、7回の開催であった。また、8月末にSNSで開催日程を配信した。その後は毎月1～2人の予約があり、4～8月は3人、9～12月は8人と増加した。相談内容によっては県の電話相談や市の行政相談を紹介し、広く相談できる窓口として運営できた。	8月以降、相談件数の増加はあるが、毎月の開催には至っていない。広報、HPなどでどのような相談ができるのか周知し、市民が気軽にこころの問題を表出できる相談機会を提供する必要がある。		・HPの見直しと修正を行い、毎月1人以上の相談予約が入ることを目指す。
51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	子育て世代包括支援課	母子手帳発行時に個人指導において喫煙や飲酒が及ぼす健康被害について説明する。 また、乳幼児健診では、保健師の個別相談の際に喫煙に関するアンケート項目を確認し、喫煙や受動喫煙の影響について説明、正しい理解を促す。	母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に喫煙や飲酒の習慣について聞き取り、健康に及ぼす影響について説明した。	周知の機会が母子健康手帳交付時や乳幼児健診時に固定化され、継続的支援に至っていない。		周知のみにとどまらず、面談時に行動パターンの聞き取りを行う等実態を深掘し、対象者に応じて、正しい知識・理解を深める支援を行う。
51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	学校教育課	喫煙や飲酒による健康被害への認識や薬物と健康の関係についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携しながら推進します。あわせて、薬物使用経験者の事例を使って興味本位で使用するものがないよう教育・啓発を行います。実施後は、アンケート調査を行い、小中学生の理解度の確認を行います。	小学校においては、保健や道徳の授業において、命の大切さや健康について学習しています。中学校においては、保健や道徳の授業内容に加え、薬物乱用防止学習や性に関する講演会などを実施することで、健康被害についての正しい知識を身に付けたり、適切な対応について学んだりしています。	特になし。		喫煙や飲酒による健康被害への認識や薬物と健康の関係についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携しながら推進します。あわせて、薬物使用経験者の事例を使って興味本位で使用するものがないよう教育・啓発を行います。実施後は、アンケート調査を行い、小中学生の理解度の確認を行います。

（２）配慮を必要とする人への支援の促進								
事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
52	地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、地域（市民）、市、社会福祉協議会、事業所など都市の構成員と共働により、“みんなが安心して生活できる地域づくり”の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進します。	福祉課	第3期地域福祉計画で掲げている基本目標の行政の取り組みについて、ワーキング会議で進捗状況を把握し、審議会で評価・検証を行うこととしています。	令和3年度に第3期地域福祉計画を策定し、2年目の令和5年度は、基本目標の行政が取り組む事項について、関係課から進捗状況管理表を提出してもらい、審議会で報告しました。基本目標3「いつでも相談できる「まちづくり」」では、民生委員のなり手不足の問題や生活困窮相談、生活困窮者の就労相談の実情について情報共有しました。	地域福祉計画の中で「共生のまちづくり」に向けて取り組みとして、包括的な支援体制の構築を目指していくとしており、、どのような手法で機関と連携して支援体制の構築を目指していくのが課題となっています。		施策の展開の行政の取組について、ワーキング会議で進捗状況を把握し、審議会で評価・検証を行います。また、系統付けをして重点的に取り組むべきところについて、協議を行います。
53	介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、高齢者及び介護中の家族を対象とした高齢者施策の充実を図ります。	高齢者サービス課	福津市介護保険運営協議会において、医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行います。また、PDCAサイクルを強化し、男女ともに高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、関係各部署、特に地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアシステムの構築を継続します。	福津市介護保険運営協議会を5回開催しました。今期事業計画の進捗状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度の次期計画策定に向けて審議を行いました。計画策定にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス事業所調査、パブリックコメントを実施しました。また、地域包括支援センターでは、地域毎のデータ分析結果をもとに、各圏域の特色や課題、重点的取り組み事項の検討を行うことができました。	地域包括ケアシステム構築のための認知症施策、生活支援体制整備など連携すべき事業も増えています。地域でできることは、地域で解決するための支援に力を入れる必要があります。高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めることが重要です。地域の課題を明らかにし、その課題を地域づくり・社会資源の開発や政策等により解決していくことで地域包括ケアを推進し、地域におけるその人らしい尊厳ある生活の継続を実現させなければなりません。		福津市介護保険運営協議会において、医療・介護・福祉・生活支援等に関する総合的な見地から進捗状況の評価・確認を行います。関係各部署、特に地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアシステムの構築を継続します。「自立支援型地域ケア会議」では、多職種の視点からのアドバイスや、介護サービスと地域資源を適切に組み合わせることによる自立支援に資するケアマネジメントの支援を行い、個別課題の検討や地域課題の抽出を行います。
54	高齢者介護に関する相談窓口の充実	介護を行う家族等のさまざまな負担を軽減するため、高齢者介護に関する相談窓口を充実します。	高齢者サービス課	団塊の世代の全員が75歳に到達する2025年が目前に迫る中、男女ともに高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とするため、適切な手続きやサービスに結び付けることができるよう、職員のスキルの向上や窓口での対応マニュアル資料の充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。	異動職員に対する個別指導を実施しました。また、分野ごとの窓口業務対応マニュアルを作成し、職員の窓口業務対応のスキル向上を図り、係を超えた連携強化を行いました。	介護保険サービスは医療保険と同様に、保険制度であるため、希望すれば必ずしもサービスを利用できるものではなく、日常生活の中でできなくなった部分を、元のように自分でできるように、一定期間の中で目標とする生活を目指し、計画を立てて利用するものであることの啓発を継続する。 繰り返し来庁し、長時間にわたる対応が必要になる市民への対応方法が課題と考える。		団塊の世代の全員が75歳に到達する2025年が目前に迫る中、男女ともに高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活を送ることを可能とするため、適切な手続きやサービスに結び付けることができるよう、職員のスキルの向上や窓口での対応マニュアル資料の充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。

（３）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の理解促進								
事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
55	妊娠・出産期における女性の健康支援	健全な母性を育成するための支援を行うとともに、安全で安心した出産を迎えられるよう男女共同参画の視点に立った相談指導体制の充実を図ります。	子育て世代包括支援課	母子手帳交付時に妊娠中の生活や健康管理について個別指導を行う。支援が必要な妊婦や産婦については電話相談や家庭訪問等で支援を行う。 妊婦健診の結果で高血圧、尿糖、尿蛋白がみられる妊婦に対してはリーフレットを送付し、生活の中で気をつける点など、必要な情報を提供する。また、妊娠期間中の継続した支援が必要な妊婦に対しては、地区担当保健師や栄養士へつなぎ、ハイリスクアプローチを充実させる。 さらに、妊婦やそのパートナーを対象とした講座としてハッピークッキング講座を開催し妊産婦の望ましい食生活の実現や低体重児出生リスクの低減に働きかける。	母子健康手帳交付時、妊娠中期、妊娠後期、講座参加時等妊娠期間中は継続してその時期の状況に応じた健康相談や生活指導を行った。また、妊娠期間中の継続した個別支援が必要な妊婦に対しては地区担当保健師や栄養士、社会福祉士、保育士とともにハイリスクアプローチを継続した。さらに悩みを抱えている妊婦についてはこころの相談や無料法律相談を紹介することで精神的な負担の軽減を図った。 ハッピークッキング講座では夫婦で参加することで日々の食生活を一緒に振り返ることができ、望ましい食生活について共通理解を深めることができた。	引き続き継続的な相談支援を行っていく。ハッピークッキング講座では望ましい食生活は妊娠期だけに限らず生涯大切であることを伝えつつ、日常生活に取り入れやすい食事のアドバイスをしていく。		夫婦参加型講座では現状にとどまらず、健全な母性を育成するための支援として、妊婦だけではなく家族の健康を守る視点も取り入れながら指導を行っていく。
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	こども課	（大和） 様々な交流事業や取り組みの中で性別・世代の関係なく、ひとりの人間として受け入れる機会を設けます。 保育実習生・看護実習生等様々な交流を実施します。年長児の就学前を対象に保育所看護師による「性と生、命」の話を絵本を使ってお知らせします。	（大和） 保育所看護師が年長児に、生の絵本「あやちゃんのうまれたひ」を読み、聴診器で自分自身の鼓動を聞く体験もさせる。「生きている」ことへの実感がとてもよくわかったようでした。 年長、年中児に性の絵本「だいじ だいじ どーこだ？」の読み聞かせを行う。興味を示し、よく聞いてくれていました。	（大和） 性については「自分がされて嫌なことは、お友だちにもしない」という話もしましたが、年中児の中にはまだ理解するのに難しい子もいました。		（大和） 様々な交流事業や取り組みの中で性別・世代の関係なく、ひとりの人間として受け入れる機会を設けます。 保育実習生・看護実習生等様々な交流を実施します。年長児の就学前を対象に保育所看護師による「性と生、命」の話を絵本を使ってお知らせします。
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	学校教育課	保健体育や道徳の授業の中で、発達段階に応じて性の違い、体のしくみ、病気、避妊等の性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育を行っています。あわせて児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動がとれるように教育プログラムや教材の研究を進め、授業の振り返り（感想）などを通して、評価・改善を行います。	授業づくり等で養護教諭とともに、発達段階に応じた内容で、保健体育科や道徳の時間等で授業を行った。内容は、性の違い、体のしくみ、病気、避妊等の性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育を行った。	特になし。		保健体育や道徳の授業の中で、発達段階に応じて性の違い、体のしくみ、病気、避妊等の性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育を行っています。あわせて児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動がとれるように教育プログラムや教材の研究を進め、授業の振り返り（感想）などを通して、評価・改善を行います。
57	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解促進	男女がともに性と生殖に関する健康と権利に関心を持ち、正しい知識と情報を得られるよう、生涯を通じた女性の健康を支援する取り組みを推進します。	子育て世代包括支援課	母子手帳交付時に産後の性生活に関する資料を全妊婦に配布する。 出産後の月経再開や骨粗鬆症、更年期、閉経、ライフステージの変化等、生殖にとどまらず今後の家族計画や女性特有の健康課題について情報提供し、成人健診の案内を行う。 また、育休制度、生理休暇等の権利を持っており、周囲に伝えてよいこと、一人で抱え込まないようにすることを伝える。さらに、心理的DV等心の問題を抱えているケースにはこころの相談等相談窓口を紹介する。	産後の性生活に関する情報提供について資料の配布は行っていないが、多産や経済的困難を感じている人については、母の思いや家族計画についての考えを傾聴した。出産後の赤ちゃん訪問において、次の妊娠や避妊についての指導を行った。	DV該当者となっていなくても悩みを抱えている女性は存在する。安全が確保されている中で本音で相談できる関係を築いていく必要がある。		母子健康手帳発行時から相談窓口の周知・相談しやすい関係づくり・家族も含め病院や関係機関との連携を行う。 産後の赤ちゃん訪問や乳幼児健診、育児相談会など子どもの視点のみならず母の心身の様子も引き続き確認していく。 1歳を迎えた児の親についてもアプリのプッシュ通知でのアンケート回答を促し、悩みや不安の解消の相談窓口を周知していく。

2 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりの推進
(1) 暴力防止に向けた啓発の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
58	D V 防止に向けた啓発促進	D V 防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりD V の加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートD V に関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	男女共同参画推進室	デートD V を未然に防ぐことを目的に、市内の高校を対象に、デートD V 防止講座を行います。	市内の2つの高校に事業実施の依頼を行った結果、1校で9月に講座を実施しました。各教室でのリモート講義を行いました。受講後のアンケートでは、「デートD V は意外と身近にあるんだなと思いました。そして講習で習ったことを生かしていきたいと思います。」や、「付き合っている人の束縛などもデートD V に入ることが驚きでした。」といった感想があり、デートD V について「ある程度理解できた」や「理解できた」という割合は、96%でした。	市内2校のうち1校は実施できませんでした。学校側には事業の趣旨は理解いただいており、来年度は是非実施したいということでした。引き続き、若年層へのD V 防止への啓発に有効な機会であると考え、学校側と連携しながら、事業実施を継続していきます。		デートD V を未然に防ぐことを目的に、市内の高校を対象に、デートD V 防止講座を行います。
58	D V 防止に向けた啓発促進	D V 防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりD V の加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートD V に関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	人権政策課	大学を含む学校関係には別途に啓発がなされているが、事業所や地域住民への啓発が十分でないため、広報紙等による啓発を行っていく。	福津市人権・同和教育研究協議会でデートDVに関する出前講座の紹介をしたが、申込がなく出前講座を実施する機会がなかった。	啓発が不十分であったためか、出前講座の実施の機会がなかった。今後も広報等を通じて市民に周知していく必要がある。		デートDVをはじめ、性犯罪や性暴力に対する情報の提供を行うとともに、人権擁護委員会とも連携した活動を行っていきたい。
58	D V 防止に向けた啓発促進	D V 防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりD V の加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートD V に関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	学校教育課	他の担当課と連携し、若い世代の男女に対し、将来にわたりD V の加害者にも被害者にもさせないために、中学校におけるデートD V に関する出前講座や教材などを周知し、積極的に活用するよう校長会等で呼びかけます。	若い世代の男女に対し、将来にわたりD V の加害者にも被害者にもさせないために、デートD V に関する授業を実施し、啓発活動を行った。	特になし。		他の担当課と連携し、若い世代の男女に対し、将来にわたりD V の加害者にも被害者にもさせないために、中学校におけるデートD V に関する出前講座や教材などを周知し、積極的に活用するよう校長会等で呼びかけます。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	D V や児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	男女共同参画推進室	被害者の保護と自立のため、庁内の他の部署や外部の機関と連携しながら、支援を行います。また、専門の相談員を配置した相談窓口が設置できるように取り組みます。	今年度は男女共同画推進室への相談が29件、うちD V 被害は14件でした。被害者の保護と自立のために、庁内の他部署や外部機関と連携して支援を行うことができました。また、令和6年度も週1回、午後から専門の相談員による面談相談（ふくつこころと生き方の相談）を実施します。	回数に制限がないので複数回受ける市民も多かったので来年度の対策を考えていきます。		被害者の保護と自立のため、庁内の他の部署や外部の機関と連携しながら、支援を行います。専門の相談員を設置した「ふくつこころと生き方の相談」で性別に関わりない相談事業を活用していきます。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	D V や児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	市民課	支援措置の手続きを行う際に、対象者に「ふくつ女性ホットライン」や福岡県等の相談窓口案内資料を配布する。	対象者に相談窓口案内資料を配布しました。また、他課への相談が必要な場合は、相談窓口の案内を行いました。	特に問題はありません。		支援措置対象者の安全確保のため、住民基本台帳システムと戸籍システムへのロックを確実に行います。また、男女共同参画推進室の「こころと生き方の相談」窓口の周知を行います。

59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	D Vや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	福祉課	障がい者虐待防止センターを設置しており、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等に対する支援を行うため、関係機関との連携を行います。来年度は身体拘束に関する研修を行い、正しい知識の習得の指導を行う。事業所職員を介して当事者若しくはその家族に対し虐待に対する正しい認識が伝わるよう、実務にあたる事業所職員に対し、障がい児者虐待に関する研修を複数回行う。	令和5年度新たに開設した福津市基幹相談支援センター主導で障がい福祉サービス事業所を対象に虐待防止に関する研修を基礎編、応用編と年2回開催し、延べ30事業所235名の参加があり、市内事業所のスキルアップを行うことが出来た。また、市からも市内事業所向けに身体拘束に精通する弁護士を講師に迎え、施設における身体拘束に係る研修をオンラインで行った。	昨年度から引き続き、福岡県の実地指導の内容から、市内事業所の身体拘束に関しての認識誤り及び知識不足を感じる。		福津市基幹相談支援センター内に障がい者虐待防止センターを設置しており、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等に対する支援を行うため、関係機関との連携を行います。事業所職員を介して当事者若しくはその家族に対し虐待に対する正しい認識が伝わるよう、実務にあたる事業所職員に対し、障がい児者虐待に関する研修を複数回行う。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	D Vや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	高齢者サービス課	地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速に対応します。複合問題や世代間問題などについても、庁内連携を深め、関係機関との支援ネットワークの早期構築を図ります。また、今年度実施を予定している啓発研修について、対象の拡大等を検討し、より多くの人への周知を図ります。	養護者による高齢者虐待として通報を受ける件数が男女問わず増加しています。養護者による高齢者虐待に関する研修を実施することで通報件数が増加しています。虐待通報の敷居が低くなることで早期発見早期解決の促進につながっています。今後も深刻なケースに発展する前に介入できるよう、高齢者と関わることの多い介護支援専門員や事業所職員、民生委員に対して虐待の気づきのサイン・通報や相談の必要性を継続して伝えていく必要があると考えます。	養護者による高齢者虐待の通報件数が増加する中で、行政及び地域包括支援センターで実施する虐待への対応を的確かつ円滑に実施していくために、県等が実施する研修に参加して知識を深めていくことが求められる。また、それらによって得た知識を専門職を含めた地域住民へ還元していく取り組みも継続して実施していく必要がある。		地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速に対応します。複合問題や世代間問題などについても、庁内連携を深め、関係機関との支援ネットワークの早期構築を図ります。行政及び地域包括支援センター職員も知識と対応力向上の為に研修を受講し、専門職を含めた地域住民等には今年度実施を予定している啓発研修について、対象の拡大等を検討し、より多くの人への周知を図ります。
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	D Vや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	こども課	(家児相)各関係機関と連携を図り、被害者の保護と自立のための情報提供等の支援を行います。また、子育て世代包括支援センターと定期的に情報共有し、乳幼児健診未受診者対応などの確認を行います。	(家児相)要対協管理の下、関係機関と連携し、被害者の保護と自立支援を継続的に行いました。7月と11月に要対協の実務者向け研修を実施し連携やや虐待対応について理解を深めました。子育て世代包括支援センターと月2回の会議で定期的に情報共有し、虐待の発生予防・早期発見・発生後にすみやかに適切な対応ができるよう努めました。	(家児相)ポスター掲示やチラシ配布などで周知を図りましたが、今後も継続し、周知先の拡大も考えていきたいと考えています。		(家児相)各関係機関と連携を図り、被害者の保護と自立のための情報提供等の支援を行います。また、子育て世代包括支援センターと定期的に情報共有し、乳幼児健診未受診者対応などの確認を行います。

(2) 暴力防止に向けた支援体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
60	被害者の保護・自立支援に向けた体制の充実	関係課で構成する「DV等支援措置関係課長連絡会議」を設置し、定期的な情報交換、住民基本台帳の支援措置等を定めた対応マニュアルの作成を行います。	男女共同参画推進室	定期的にDV等支援措置関係課長連絡会議を開催し、事務手続きの確認を含めて情報共有を図ります。 また、制度等に変更等があった際は、随時対応します。	DV等支援措置関係課長連絡会議を開催し、支援措置制度の確認や、窓口での対応案件、支援措置名簿の取扱いについて共有化しました。また、個別案件に対して、関係課長や部長を集めての対応会議を行い、内閣府の対応マニュアルを参考に、組織的に一致した対応をとるようにしました。	関係法制度の変更などを始めとして随時情報を集めつつ、対応できるよう取り組んでいきます。担当課長会議での共有化し、検討する事項が増えているので、文書化して積み重ねていくことが必要です。		定期的にDV等支援措置関係課長連絡会議を開催し、事務手続きの確認を含めて情報共有を図ります。 また、制度等に変更等があった際は、随時対応します。
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	こども課	(保育所) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、市役所関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密に取り、虐待の防止、早期発見に取り組みます。 (家児相) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密にとり、虐待の防止、早期発見に取り組みます。要保護児童等に関する情報共有システムを整備し、円滑な情報連携方法について検討します。	(大和) 関係機関との会議により、子どもの安全について連携を取ることができました。公立保育所であることから、市役所内での他課にも密に連絡が取りやすいです。 (家児相) 11月の児童虐待防止推進月間に、主任児童員、福津市・宗像市・宗像警察署・児童相談所と連携してJR福岡駅・東福岡駅で啓発活動(チラシ配布)を行いました。また、保・幼・小・中・高・放課後デイ等に対し密に連携を取り、虐待の予防や早期発見・対応に取り組んだほか、地域や家庭からの相談に対応、家庭訪問を実施し、虐待防止に取り組みました。要保護児童等に関する情報共有システムを整備しました。	(大和) 家庭内の事例に対しては、保育所に通園する中では見えないことがあります。 (通園していない兄弟児など)市役所からの連絡によりわかるので、今後も連絡、連携を密にしていきたいと思います。 (家児相) 要保護児童等に関する情報共有システムについては、個人情報の管理等を鑑みながら、国の指針に沿って活用していきたいと考えています。		(大和) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、市役所関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密に取り、虐待の防止、早期発見に取り組みます。 (家児相) 宗像児童相談所、宗像遠賀保健福祉環境事務所、宗像警察署、関係各課、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員と連絡を密にとり、虐待の防止、早期発見に取り組みます。
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	子育て世代包括支援課	特定妊婦、児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課の家庭児童相談員や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。 また定期的にケース会議を行い、各課との情報共有・役割分担の明確化を行い、事案ごとにチームを組織し支援計画に沿って行動する。	特定妊婦については地区保健師を中心に、こども課との定期的な会議で情報共有を行い今後の見通しについて支援計画を検討、状況に応じて支援計画を再立案し支援を実施した。こども包括会議や要保護児童対策協議会にて定期的に情報共有を行い、各関係機関の共通認識を高めた。	引き続きこども課の家庭児童相談員や保育園・幼稚園、児童相談所、のびのびや医療機関等の関係機関と連携を図り、各ケースに応じたきめ細やかな対応を行っていく。さらに社会資源の活用の拡大を図って行く。		特定妊婦、児の安否確認がとれないケースや養育環境が心配なケースについては、こども課の家庭児童相談員や保育園・幼稚園、児童相談所等の関係機関と連携を図る。 また定期的にケース会議を行い、各課との情報共有・役割分担の明確化を行い、事案ごとにチームを組織し支援計画に沿って行動する。 特定妊婦においては母子健康手帳交付よりきめ細やかな観察・見守り・支援を行い、状況に応じて相談窓口の紹介を行うとともに相談しやすい関係づくりに努める。相談窓口は面談・電話だけにとどまらず、メールやライン・アプリ等も検討していく。

61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	学校教育課	①学校との連絡体制の整備②児童相談所・家庭児童相談所との緊密な連携③スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・指導主事による相談体制の構築④個別のケース会議による対応の協議を徹底し、児童虐待の早期発見、児童虐待防止に向けた啓発活動に取り組めます。	①小中学校で開催している月1回定例のサポート会議へ担当指導主事が参加し、適宜情報共有したり指導係ミーティングでの情報共有を図ったりしている。 ②各校での虐待等の疑義が生じた場合、その情報を確実に家児相及び児童相談所へ確実につなげている。 ③スクールカウンセラーの相談件数は2,153件であった。相談の内訳は不登校637件、友人関係333件、心身の健康369件、家庭環境327件、虐待は1件であった。 スクールソーシャルワーカーは3人体制になり、全対応件数はR4年度の200件から237件となった。対応件数の内訳は、不登校関係83件、家庭環境16件、虐待22件となっている。 ④非常勤指導3人による個別会議への参加は46回であったが、家庭環境や保護者対応がほとんどであり、虐待関係そのものは4件程度であった。	特になし。		①学校との連絡体制の整備②児童相談所・家庭児童相談所との緊密な連携③スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・指導主事による相談体制の構築④個別のケース会議による対応の協議を徹底し、児童虐待の早期発見、児童虐待防止に向けた啓発活動に取り組めます。
----	-------------------	--	-------	--	--	-------	--	--

（３）相談体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
62	庁内相談体制の充実	庁内各相談窓口が連携して問題解決の促進を図ることができるよう、「相談窓口担当者会議」を定期的に開催し、情報交換を図るとともに、誰もが安心して相談できる体制を整備します。	男女共同参画推進室	D V等支援措置関係課長連絡会議と連動する形で、D V等相談窓口担当者会議を実施し、制度等の情報や窓口対応で気を付けておくべきこと、個別案件でどのような対応をとったかなどの共有化を行います。他部署の窓口担当者と情報を共有しながら、相談体制を整備します。	D V等相談窓口担当者会議を開催し、制度の説明、事務の取り扱い等の確認と注意喚起を行いました。相談案件については、他部署と連携を図りながら、相談者への対応を行いました。庁外の施設との連携が必要な事案もありましたが、適切に対応をとることができました。	県等が主催する研修会等に参加してスキルアップを図り、相談体制が充実するように取り組んでいきます。		D V等支援措置関係課長連絡会議と連動する形で、D V等相談窓口担当者会議を実施し、制度等の情報や窓口対応で気を付けておくべきこと、個別案件でどのような対応をとったかなどの共有化を行います。他部署の窓口担当者と情報を共有しながら、相談体制を整備します。
63	女性のための法律相談の実施	女性の人権に関する問題解決のために、女性の弁護士による女性に限定した法律相談を実施します。	男女共同参画推進室	市内在住の女性を対象にした無料法律相談を年間４回（５月・８月・１１月・２月）実施します。	相談件数は、年間で１２件と定員割れを起こした回もあった。相談内容は、全１２件中、離婚８件、D V１件、その他３件でした。	法的問題でお困りの方が相談できる機会ですので、広報等で広く周知を図ります。問題解決のための助けとなっており、引き続き実施していきます。		市内在住の女性を対象にした無料法律相談を年間４回（５月・８月・１１月・２月）実施します。
64	ふくつ女性ホットラインの活用	相談窓口の機能強化と相談者のニーズに応じた適切な情報提供を行うために、専門の相談員による電話相談を行います。	男女共同参画推進室	N P O法人福岡ジェンダー研究所に委託して、ホットラインを設置します。広報紙やチラシ等での周知のほか、校長会など様々な場で周知します。また、庁舎内においても、男女共同参画推進員会議やD V等支援措置関係課長連絡会議、D V等支援措置窓口担当者会議等でホットラインの活用について周知していきます。	令和５年４月１日～令和６年３月３１日の期間中に実施。３月末の延べ相談件数は２８４件（全て電話相談）。うちD Vに関することは１３件。相談内容で一番多いのは「生き方」で８３件、次に「健康問題」で６０件、「夫婦関係」で４６件の順でした。過去５年間との比較では、一番件数が少ない年となりました。相談は、継続頻回の相談者が複数いると思われ、共同設置する自治体の中でも相談件数が多くなっています。D V、夫婦・家族の問題、虐待、セクシャル・ハラスメント、健康問題など相談内容は多岐に渡っており、女性からの悩み事の相談窓口として機能しています。	男性やL G B Tの方の相談窓口、ホットラインなどの設置については、県が設置しているので、そちらを紹介していきます。県や国の相談窓口の設置状況に、引き続き注視して、対応できるように取り組んでいきます。今後は「ふくつこころと生き方の相談」も実施しながら、こういった相談体制がよいのか検討していきます。		N P O法人福岡ジェンダー研究所に委託して、ホットラインを設置します。広報紙やチラシ等での周知のほか、校長会など様々な場で周知します。また、庁舎内においても、男女共同参画推進員会議やD V等支援措置関係課長連絡会議、D V等支援措置窓口担当者会議等でホットラインの活用について周知していきます。

V あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり
1 政策・方針決定の場での男女共同参画の推進
(1) 審議会等への女性参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
65	審議会・委員会等への女性の積極的登用	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。	男女共同参画推進室	市が設置する審議会等について、女性の積極的登用が進められるよう、審議会委員数調査継続して他部署に働きかけていきます。	審議会委員等の女性登用率は、40.8%（令和6年3月末）となり、10分の4を超えています。	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。		市が設置する審議会等について、女性の積極的登用が進められるよう、審議会委員数調査継続して他部署に働きかけていきます。
66	委員公募制の推進	「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」に基づき、審議会等の委員の公募制度を推進し、市民参画を進めます。	総務課	公募委員の募集にあたっては、広報紙への掲載だけでなく、ホームページ等の電子媒体も活用しながら、周知の工夫を図ります。	公募委員の募集にあたっては、広報紙への掲載だけでなく、ホームページ等の電子媒体も活用しながら、周知の工夫を図ります。	令和6年1月の募集では広報紙だけでなく、新たにホームページに特設ページを開設したほか、FacebookやLINEで公募委員の募集の周知を行い、計7つの附属機関に対し、14人の応募がありました。		委員を公募する際には、引き続き、広報紙やホームページなど、市のあらゆる広報媒体を用いて実施します。
67	定期的な登用状況の調査・公表	地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性の登用状況について調査し、ホームページ等で公表します。また、行政各分野、地域団体における女性の登用状況についても調査・公表を行います。	男女共同参画推進室	他部署に協力を仰ぎながら、年度末に調査を行い、結果を公表します。	審議会委員等の女性登用率は、40.8%（令和6年3月末）となりました。年次報告書等により、市ホームページで公表を行います。	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。		他部署に協力を仰ぎながら、年度末に調査を行い、結果を公表します。
68	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた意識啓発	公的機関、地域の諸団体、各市民団体に対し、女性の積極的登用を啓発・要請します。今後は、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に出前講座の開催を働きかけ、講座を通じた意識啓発に努めます。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進委員を通して、出前講座の利用を呼びかけるとともに、郷育カレッジ講座や主催事業等の機会も活用して、継続して地域における女性の登用を訴えていきます。	男女共同参画地域推進委員等を通じて、男女共同参画推進室が行う講座等を周知し、参加を促し、出前講座の開催を呼びかけました。また、出前講座等で女性の登用の必要性を伝えました。	引き続き、男女共同参画地域推進委員などを通じて、講座の周知を図ります。地域推進員から出前講座の申込をしていたできるようにすることが課題です。		男女共同参画地域推進委員を通して、出前講座の利用を呼びかけるとともに、郷育カレッジ講座や主催事業等の機会も活用して、継続して地域における女性の登用を訴えていきます。

(2) 政治への女性参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
69	選挙の投票率を高めるための選挙啓発の充実	男女がともに社会を担うという機運の醸成のため、選挙権・被選挙権を生かして政治に参画することを啓発します。また、投票立会人の選出等の機会を通じて、女性や若年層の参画機会の拡充を図ります。	総務課	明るい選挙推進協会や県選管と連携しながら、小中学校・高校への出前講座や、選挙資材の貸し出し、ポスターコンクールの作品募集を行います。また、他市の事例を参考に、政治参画や投票行動に結びつくような取り組みについて研究します。	明るい選挙推進協会や県選管と連携しながら、小中学校・高校への出前講座や、選挙資材の貸し出し、ポスターコンクールの作品募集を行います。また、他市の事例を参考に、政治参画や投票行動に結びつくような取り組みについて研究します。	今年度は、出前講座の要請はなかったものの、ポスターコンクールでは、市内中学校の協力により、122点の作品が集まりました。また、2年に一度実施している期日前投票の投票立会人の募集については、郵送による受付に加え、新たにオンラインによる受付を実施し、計81人の応募がありました。		平成28年の公職選挙法の改正により、投票所に同伴できる子どもの年齢が幼児から18歳未満に拡大され、子どもと一緒に投票所へ来所できる環境となりました。また、期日前投票の期間中は、ふくつミニバスでの投票所来所者に対し、乗車賃を無料としています。これらについて、改めて選挙時のお知らせの発行やホームページへの掲載により周知を行います。
70	市議会への傍聴推進	市政への関心が高まるよう、定例会日程をホームページ等で周知し、市議会への傍聴を推進します。	議事課	コロナ対策による傍聴制限は解除したが、引き続き外出を控える方や来庁が難しい方に関心をもち続けてもらい、より深く議会を知ってもらう機会を確保するため、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会のインターネット中継を実施する。併せて、録画配信の業務について、中継を委託している業者と検討を進める。	市民の関心が高い予算審査特別委員会、決算審査特別委員会のインターネット中継を行い、様々な事情で来庁できない方にも、議会の様子を知ってもらう機会を確保した。録画配信を行うことで、開会時間に視聴できない方にも、議会を見てもらえるようにしている。	インターネット中継の事を来庁してから知る人や、来庁したものの傍聴受付時間に間に合わなかった人、来庁時には議事日程が終了している人がいたため、都合をつけるのが難しい場合でも、インターネット中継や録画配信で傍聴できる旨を、今後も引き続き丁寧に周知していく必要がある。		現在は本会議と予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の中継を行っているが、議会に関心がある人の傍聴機会をより確保するために、常任委員会のインターネット中継実施についても検討を行う。
71	政治学級への参加促進	政治への関心を高めるため、市内の市民団体等に政治学級リーダー研修会への参加を呼びかけます。	総務課	現在、政治学級リーダー研修会は開催されていませんが、政治への関心を高める機会である、郷育推進課のまちづくり講座出前編に選挙に関する講座について、他自治体が開催している内容等を調査し、次期の講座の内容に反映できるように取り組みます。	今年度は講座の開催はありませんでしたが、選挙管理委員会事務局として、他自治体の主催者教育等の事例発表会や研修会に参加し、情報収集を行いました。	女性の参加者は商品券等を渡してはどうでしょうか？		現時点で、政治学級リーダー研修会は実施していませんが、郷育推進課のまちづくり講座出前編の選挙に関する講座や、小中学校・高校への出前講座においては、市民の政治への関心が少しでも高まるきっかけづくりとなるよう、他自治体の取り組みを参考に、年代や性別に合わせた内容にします。

2 男女共同参画を推進する人材の育成
(1) 女性リーダー育成の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
72	女性リーダーの交流会の実施	審議会等委員や、郷づくり推進協議会、自治会、PTAなど地域における各種団体の女性メンバー同士で交流会を実施し、意見交換等を行うことで、女性リーダーの育成及び地域活動における女性の参画拡大を目指します。	男女共同参画推進室	人材育成セミナーと統合して実施し、講師や内容を検討しながら、参加した女性たちが地域や会議など意思決定の場に踏み出していけるような取り組みを行います。	まちづくりや男女共同参画を推進するリーダーとして、あるいは、市の審議会等に参画し、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することを目的として、男女共同参画人材育成セミナーを実施しました。 今年度は、2月21日（水）に「自分を大切に、相手を理解する魔法の言葉」と題しセミナーを開催しました。地域や社会で女性が自信を持ち、自分の思いを発言するスキルを身につける事が目的でした。参加者には相手を理解するには、まずは自分を知る事が大切、話を聞く大切さを学べたと好評でした。参加定員20名のところ、36名の方々に参加していただきました。	集客層の設定（特に年齢）を絞った方が良いとは思いますが、幅広い年代にも受講して欲しいので難しいところです。		人材育成セミナーと統合して実施し、講師や内容を検討しながら、参加した女性たちが地域や会議など意思決定の場に踏み出していけるような取り組みを行います。
73	女性リーダー養成講座の実施	女性人材育成セミナーなど女性を対象とした講座を開催し、次のリーダーとしての資質を高める機会とするとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、セミナーなどの情報提供に努めます。	男女共同参画推進室	地域やグループの中で生かせるスキルを見つける機会として、テーマ等に工夫しつつ、実施します。	まちづくりや男女共同参画を推進するリーダーとして、あるいは、市の審議会等に参画し、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することを目的として、男女共同参画人材育成セミナーを実施しました。 今年度は、2月21日（水）に「自分を大切に、相手を理解する魔法の言葉」と題しセミナーを開催しました。地域や社会で女性が自信を持ち、自分の思いを発言するスキルを身につける事が目的でした。参加者には相手を理解するには、まずは自分を知る事が大切、話を聞く大切さを学べたと好評でした。参加定員20名のところ、36名の方々に参加していただきました。	集客層の設定（特に年齢）を絞った方が良いとは思いますが、幅広い年代にも受講して欲しいので難しいところです。		地域やグループの中で生かせるスキルを見つける機会として、テーマ等に工夫しつつ、実施します。

(2) 男女共同参画の視点に立った人材育成セミナー等の実施

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
74	女性人材育成セミナーの実施	男女共同参画の視点に立ったまちづくりへの理解を深め、審議会等委員への登用につなげるため、セミナーを通じた女性の資質向上や人材育成を進めます。	男女共同参画推進室	女性の審議会登用拡大を意識して、テーマ等を工夫しながら実施します。 また、男性への意識付けは、女性の参画拡大の基礎となるものと考えますので、男性への周知・啓発の機会も考えていきます。周知には広報、ライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすい、関心を持っていただけのような情報発信を行います。	まちづくりや男女共同参画を推進するリーダーとして、あるいは、市の審議会等に参画し、政策・方針決定の場で活躍できる人材を育成することを目的として、男女共同参画人材育成セミナーを実施しました。 今年度は、2月21日（水）に「自分を大切に、相手を理解する魔法の言葉」と題し「クロスロード」を使って学びました。 セミナーの講師には、株式会社イーリアス代表の天野英樹さんをお招きしました。 20名の定員で36名が参加しました。地域や社会で女性が自信を持ち、自分の思いを発言するスキルを身につける事が目的でした。参加者には相手を理解するには、まずは自分を知る事が大切、話を聞く大切さを学べたと好評でした。	今年度は、定員を超える申し込みであったので16名超過で受け入れ、途中でHPの申込フォームを閉じました。多くの市民に受講していただきたいが受け入れ体制については検討します。		女性の審議会登用拡大を意識して、テーマ等を工夫しながら実施します。 また、男性への意識付けは、女性の参画拡大の基礎となるものと考えますので、男性への周知・啓発の機会も考えていきます。周知には広報、ライン、フェイスブック等を積極的に活用し、多くのかたに見ていただき、かつ、誰もが理解しやすい、関心を持っていただけのような情報発信を行います。
75	男女共同参画ワーキング会議の設置	毎年度、市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、調査研究を進めます。また、メンバーが固定化しないよう、より多くの人に参加を呼びかけます。	男女共同参画推進室	今年度も市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、継続して調査研究を進めます。	家庭生活や地域活動の場での市民のコミュニケーションのスキルアップと男女共同参画の啓発を主な目的として、3回連続の「心のケア」講座を実施しました。各回定員20名の計60名のところ、のべ56名が参加しました。講義やワークを体験して、心のケアについて学びました。「このままの自分でいいんだ」や、「今日から生活で実践したい」といった声が多くありました。	「メンタルヘルス」「自分」「心」「コミュニケーション」といった内容に需要が高まっているように感じます。次年度もより多くの方に参加していただけるような企画を行い、周知方法を工夫します。		今年度も市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、継続して調査研究を進めます。
76	公募型男女共同参画講座の実施	受講グループを公募し、男女がともに歩むまちづくりを推進する学習の支援と人材の育成をします。今後は、実施グループが固定化しないよう、広報の充実や未実施の団体へ直接呼びかけを行います。	男女共同参画推進室	男女共同参画地域推進委員等にご協力いただきながら、講座の受け入れを検討いただくとともに、引き続き、郷育カレッジの講座も実施します。	郷育カレッジ講座の中の1講座として、男女共同参画講座を市中央公民館で実施しました。	男女共同参画地域推進員を通じて、各郷づくり推進協議会に、チラシを配布したり、体験型のクロスロードゲームを提案したりするなどしていますが、出前講座のお申込みに結びつかないことが課題です。		男女共同参画地域推進委員等にご協力いただきながら、講座の受け入れを検討いただくとともに、引き続き、郷育カレッジの講座も実施します。

計画の推進

1 模範となり率先して行う市の取り組み

(1) 市職員の男女共同参画意識の確立

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
77	男女がともに歩むまちづくり条例の市職員への周知徹底	研修等を通じ、「男女がともに歩むまちづくり条例」の市職員への周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	男女共同参画推進委員会や新人職員研修の開催を通じて、職員への条例の周知を図り、男女共同参画に関わるテーマの学習の機会を作ります。条例の意義を今一度見直す機会を設け、引き続き、職員の意識醸成を促します。	男女共同参画推進委員会や新人職員研修の場で、条例や都市宣言を取り上げ、周知を行いました。また、併せて男女共同参画に関わるテーマを取扱い、市の男女共同参画の取り組みについて説明しました。職員が条例について触れる機会と捉え、引き続き、職員の意識醸成を促します。	今後も継続して研修が実施できるように働きかけていきます。		男女共同参画推進委員会や新人職員研修の開催を通じて、職員への条例の周知を図り、男女共同参画に関わるテーマの学習の機会を作ります。条例の意義を今一度見直す機会を設け、引き続き、職員の意識醸成を促します。
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	男女共同参画推進室	ハラスメント問題が発生することのないように、ハラスメント相談窓口の総務課と協力し、ハラスメント防止の周知を行います。また、男女共同参画推進室の職員はハラスメント相談員でもあるため、相談員研修を受講し、適切な相談対応がとれるようにします。	男女共同参画推進委員会を通じて、取り組みの周知を行ったほか、新規採用職員研修では相談窓口等の案内を行いました。また、総務課主催のハラスメント相談員研修を受講しました。	特になし。		ハラスメント問題が発生することのないように、ハラスメント相談窓口の総務課と協力し、ハラスメント防止の周知を行います。また、男女共同参画推進室の職員はハラスメント相談員でもあるため、相談員研修を受講し、適切な相談対応がとれるようにします。
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	人事秘書課	ハラスメント予防研修を今年度も2回実施します。受講対象外の職員には、受講者が研修の内容を伝えて全員が理解を深めるようにします。相談員研修も実施します。ハラスメント防止の啓発のためのお知らせを、全職員に対して年に2回発信します。	予定通り、予防研修を2回実施し、76名受講しました。受講者には、所属課で回覧をするなどして内容を周知することとし、組織全体の啓発に繋げています。相談員研修は、相談員に加え部長級職員も対象として実施しました。防止の啓発について全職員への周知を2回実施しました。	受講し正しい知識を得ても、時代が進んでハラスメントに係る情報に変化があることも考えられます。また、予防への意識が薄れてしまわないよう職員の受講は1度ではなく、数年に1回受講するよう毎年着実に実施していく予定。		ハラスメント予防研修を2回実施します。受講職員が研修の内容を受講対象外職員に伝えて全員が理解を深めるようにします。相談員研修も実施します。ハラスメント防止の啓発のためのお知らせを全職員に対し年に2回発信します。当事業の実効性について確認する方法を検討します。
79	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に対する職員の意識改革を図るため、県主催の講座への参加を通じ男女共同参画の視点を持った行政を推進します。	人事秘書課	新採職員に対して、4月に庁舎内の研修を行い5月頃にある県主催の行政職員のための男女共同参画セミナーを受講させます。他の職員には男女共同参画講座等の情報を掴んで、受講案内を行います。	新採職員に対して、4月実施の男女共同参画研修に23人中23人参加。県主催の男女共同参画セミナーには昨年未受講者を含めた対象者23人中21人参加。9月実施のクロスロードを使用した男女共同参画研修に18人中14人参加。女性リーダー育成の研修を1名受講しました	成果の把握を、数値等で見えるようにするのは難しいです。アンケートには、講演の中に知らなかった事があった、など学びに繋がった効果を感じるコメントは書かれていました。		新採職員に対して、庁舎内研修、県主催の行政職員のための男女共同参画セミナーを受講させます。他の職員には男女共同参画講座等の情報を掴んで、受講案内を行います。受講後のアンケート実施により成果の把握に努めます。
80	特定事業主行動計画「み・ら・い行動計画」の推進	「み・ら・い行動計画」の周知を図り、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に努めます。	人事秘書課	「み・ら・い行動計画」を周知し、管理職を中心に説明をするなど啓発を行い計画を推進します。管理職には、機会をとらえて理解の促進と環境整備を促していきます。	行動計画については、職員に周知したうえで、いつでも見れるよう掲載し、計画策定に際して部長級職員に内容を説明し、目標と取り組みを共有した。	行動計画の目標や取り組みについて、各職員が他人事と思わないよう、意識づけをするために、随時周知をしていく必要があります。		行動計画について職員全体に周知を行うほか、管理職に対しては対面で目標や取り組み内容について説明を行うなどして計画を推進します。
81	男女の職域拡大と女性の管理職への登用促進	職員の必要な能力を高め、資質の向上を図るとともに、すべての職域に男女を問わず配置されるよう職域拡大に努めます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用を促進します。	人事秘書課	性別にとらわれない、職員の能力に応じた登用や人材配置を引き続き行います。また、昇任試験の制度については、能力に応じた登用につなげるため更に見直しを検討します。登用を望まないケースについて対応を検討します。	登用や人材配置は引き続き、性別にとらわれないよう配慮して行いました。昇任試験制度については、令和4年度に大きく変更したため今年度はその振り返りを始め、6年度に改正を行う予定となりました。女性リーダー育成のための女性管理職対象研修（民間主催）を1名受講し、研修報告会にて講師となり市職員に報告しました。	管理職への昇任に対する意欲のある職員が女性に少ないこと、女性管理職になられても定年の年齢に達する前に自身の都合で退職される方がおられることが推進が難しい点です。		性別にとらわれない、職員の能力に応じた登用や人材配置を引き続き行い、職位に応じたマネジメントに関する研修等を実施します。また、昇任試験の制度については、能力に応じた登用につなげるため見直しを行います。登用を望まないケースについての対応も検討します。

82	男女共同参画の視点に配慮した広報の作成	男女共同参画表現ガイドラインに沿って、男女共同参画に配慮した表現方法の徹底を推進します。	人事秘書課	引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報紙およびホームページ制作を行います。例えば、特集などで登場する人物を男性ばかり、もしくは女性ばかりに限定せず、男女ともに登場させるなどの配慮をします。また、担当部署からの原稿を広報紙および市公式ホームページで積極的に広報します。	令和5年度は、レギュラーページ「めざそう男女がともに歩むまち」を奇数月に計6回、12月号で見開き1ページのお知らせ、情報広場で無料法律相談や講演会・講座開催のお知らせなどの記事を掲載しました。また、講演会やセミナーが開催された際には取材に向き、その様子を「まちのわだい」にも掲載しました。広報紙及びホームページを制作するにあたり、性差別用語など不適切な表現を使用しないよう、男女共同参画の視点に配慮しました。	特集で登場する人物を男性ばかり、もしくは女性ばかりに限定しないよう配慮したが、男性のみの登場となってしまった特集もあった。		引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報紙およびホームページ制作を行います。特集での登場人物は、男性ばかり、女性ばかりにならないよう、企画段階から配慮し、担当部署との打ち合わせを行う。
----	---------------------	--	-------	---	--	---	--	---

2 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
83	男女共同参画推進本部体制の充実	全庁一体となったプランの推進役として、進捗状況を調査・評価し、各分野において横断的な進捗管理を行います。	男女共同参画推進室	第2次プランが適切に進められるよう調査・評価するとともに、庁内における女性登用が引き続き進むように働きかけていきます。	女性職員（管理職）の登用状況は管理職総数44人中女性8人（女性比率％）でした。昨年度は18.2％でした。	特になし。		第2次プランが適切に進められるよう調査・評価するとともに、庁内における女性登用が引き続き進むように働きかけていきます。
84	男女共同参画推進委員会の充実	「男女共同参画プラン・ふくつ」の一体的な推進を図るため、各課から1名推進委員を選出し、職員リーダーとして調査研究を行うとともに、各職場での意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	第2次プランが各部署において適切に進められるように、男女共同参画推進委員会を中心に取り組んでいくよう、推進員会議を開催するなどして働きかけていきます。	第2次プランの個別事業が各課において、プランに沿った取り組みがなされているのかを確認してもらっています。また、事業の移管などで担当が変更になっている場合には連絡・修正をお願いしています。	各課の推進委員の取り組みだけに依存するのではなく、男女共同参画推進室としても各課の取り組みには注視していきます。また、推進委員会議を通じて、事業実施の際には、男女共同参画の視点を持って取り組んでもらうことを依頼しました。		第2次プランが各部署において適切に進められるように、男女共同参画推進委員会を中心に取り組んでいくよう、推進員会議を開催するなどして働きかけていきます。
85	男女共同参画審議会の設置	男女がともに歩むまちづくり基本条例第14条に基づき設置し、プランの進捗状況を点検・評価するとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し、政策提言します。	男女共同参画推進室	審議会委員から、市の施策に対し多様なご意見がいただけるように、また、審議会委員がスムーズに評価・点検作業が行えるように、適切な情報提供を行っていきます。	令和4年度事業について、審議会での点検・評価を行いました。審議会委員からのご意見は、男女共同参画推進委員会議を開催して各課に通知し、令和5年度事業の進捗管理や令和6年度の目標設定等に活用されました。	各課の成果・評価、目標設定などの記入について、具体的でなかったり、努力目標になっていたりとといった部分がなように、年度末に推進委員会議を開催し①具体的な成果・評価などを記入すること②努力目標ではなく行動目標を記入することなどを推進委員に説明しました。今後も、審議会委員が評価・点検しやすいようにするために、各課に審議会でのご意見を伝えていきます。		審議会委員から、市の施策に対し多様なご意見がいただけるように、また、審議会委員がスムーズに評価・点検作業が行えるように、適切な情報提供を行っていきます。

(2) プランの進捗管理と情報の公表

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	令和5年度実施目標	成果・評価	問題点・課題	男女共同参画審議会意見	令和6年度目標設定
86	男女共同参画推進状況報告書（年次報告書）の作成と公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づく年次報告書を作成し、ホームページ等に掲載し市民に公表します。	男女共同参画推進室	年度内の各事業を適宜記録していきながら、わかりやすく、見やすい報告書の作成を行います。	文章表現だけでなく、イラストや写真を活用し、分かりやすい構成を行いました。	特になし。		年度内の各事業を適宜記録していきながら、わかりやすく、見やすい報告書の作成を行います。
87	男女共同参画促進施策の議会への報告	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づき、毎年、男女共同参画推進事業計画をたて、議会に報告します。	男女共同参画推進室	昨年度と同様に、全員協議会の中で報告します。	全員協議会で、令和4年度男女がともに歩むまちづくり報告書を提出し、報告しました。また、ホームページに掲載し、市民に公表しました。	特になし。		昨年度と同様に、全員協議会の中で報告します。
88	男女共同参画社会に関する住民意識調査の実施	男女共同参画社会の形成促進に関する市民意識を把握し、施策に反映させるため、定期的に住民意識調査を実施します。	男女共同参画推進室	今年度は意識調査の予定はありませんが、国や県、他の自治体の調査結果等の情報収集を行いながら、現状把握に努めます。新しい課題等があれば、講座実施後のアンケートを利用して、簡易的に意識調査を行う等の工夫はしていく予定です。	令和5年度は調査を行いませんでした。	令和6年度は意識調査の予定はありません。		今年度は意識調査の予定はありませんが、国や県、他の自治体の調査結果等の情報収集を行いながら、現状把握に努めます。新しい課題等があれば、講座実施後のアンケートを利用して、簡易的に意識調査を行う等の工夫はしていく予定です。
89	プランの策定・見直し	プランの進捗状況及び住民意識調査の結果等を踏まえプランを見直し、社会情勢に即した計画を策定します。	男女共同参画推進室	今年度は、見直しの年ではありませんので、第2次プランの内容に沿った取り組みが庁内で適切に進められていくように、各部署に働きかけていきます。	事務移管等により担当課が変更になる等が発生しましたので、関係課と調整を行い、随時修正を加えました。	今年度はプランの策定・見直し作業はありませんでした。職員への計画の周知を行い、各部署で男女共同参画の視点で事業に取り組むように呼び掛けました。		今年度は、見直しの年ではありませんので、第2次プランの内容に沿った取り組みが庁内で適切に進められていくように、各部署に働きかけていきます。